

衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第四号

平成十二年十月二十五日(水曜日)

午後一時三分開議

出席委員

委員長 自見庄三郎君

理事 小林 興起君 理事 鈴木 宗男君

理事 西野あきら君 理事 細田 博之君

理事 長浜 博行君 理事 堀込 征雄君

理事 河上 覃雄君 理事 塩田 晋君

理事 荒井 広幸君 理事 岩崎 忠夫君

理事 小坂 憲次君 理事 桜田 義孝君

理事 下村 博文君 理事 高島 修君

理事 高橋 一郎君 理事 中馬 弘毅君

理事 中谷 元君 理事 中本 太衛君

理事 根本 匠君 理事 野田 聖子君

理事 林 幹雄君 理事 松宮 勲君

理事 八代 英太君 理事 阿久津幸彦君

理事 加藤 公一君 理事 鹿野 道彦君

理事 鍵田 節哉君 理事 玄葉光一郎君

理事 今田 保典君 理事 佐藤 観樹君

理事 島 聡君 理事 手塚 仁雄君

理事 牧野 聖修君 理事 松本 龍君

理事 山花 郁夫君 理事 遠藤 和良君

理事 斉藤 鉄夫君 理事 東 順治君

理事 中井 治君 理事 木島日出夫君

理事 児玉 健次君 理事 今川 正美君

理事 北川れん子君 理事 近藤 基彦君

理事 平井 卓也君 理事 小池百合子君

理事 西川 太一郎君

参議院議員 魚住裕一郎君

参議院議員 須藤良太郎君

参議院議員 片山虎之助君

参議院議員 保坂 三蔵君

参議院議員 月原 茂皓君

自治政務次官 中谷 元君

自治政務次官

政府参考人 (自治省行政局選挙部長)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

参考人 (参議院議員)

荒井 広幸君

片木 淳君

江田 五月君

加藤秀治郎君

志田なや子君

永井よし子君

牧野内隆久君

委員の異動
十月二十五日

高島 修君

林 幹雄君

鹿野 道彦君

玄葉光一郎君

久保 哲司君

平井 卓也君

小池百合子君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

中本 太衛君

根本 匠君

今田 保典君

佐藤 観樹君

齊藤 鉄夫君

近藤 基彦君

西川 太一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

東 順治君

久保 哲司君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)

○自見委員長 これより会議を開きます。
参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として、参議院議員江田五月君、東洋大学教授加藤秀治郎君、弁護士志田なや子君、北京JAC事務局長永井よし子君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位の皆様一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会での審査に資するため、それぞれの立場から忌憚のない御意見を述べていただきましたと存じます。

次に、議事の順序であります。御意見は、江田参考人、加藤参考人、志田参考人、永井参考人の順序で、お一人十分程度に取りまとめて御意見を述べさせていただきます。その後、委員からの質疑に對しお答えいただきますと存じます。

念のため申し上げますが、発言する際には委員長長の許可を得ることとなっております。また、参考人は委員に対して質疑することはできませんので、あらかじめ御了承願いたいと存じます。

見を聞かせろということでお招きをいただきました。大変ありがとうございます。私も議会は二十一年過ぎたところですが、こういう経験は初めてでございます。いささか緊張しておりますので、よろしく願っています。

お礼は申し上げますが、どうも、新聞報道によると、きょうこの後にも採決があるとかいうことが出ております。私も、皆さんの質疑の参考意見に申し上げて来たのでありまして、聞いたからあとは採決だというのは、これは質疑が形骸化してしまう。もしそんなことがあれば、これは私も大変な屈辱でございます。ひとつ冒頭、そういうことのないようにお願いをしておきたいと思っております。

さて、私が参考人に選ばれた理由というのは、一つは、参議院議員として今回の与党の暴挙を目の当たりにしたということ、また、ことしの二月二十五日の参議院選挙制度に関する各派協議会の報告書など一連の経緯の説明役、それに加えて、恐らく、現在の国会議員で、あそこに八代英太さんがおられますが、私と八代さんは同じときに参議院の全国区で当選をさせていただいたのですが、今、数少ない経験者ということも含まれているのではないかと思っております。

まず第一に申し上げたいのは、今回の与党の暴挙、これは我が国の憲政史上例のないものであつて、ついに、我が国の参議院で初めて、議長が国会不正常の責任をとって辞任するという事態を招いてしまつております。

言うまでもなく、民主主義というのは、民意が国の行方を決めていく、主権者である国民がみずからの運命を自分で決める。ただ、そうはいっても、制度化されていないとそのことができませんので、選挙制度といたしましてこれを制度化する、これが選挙制度といたしましてでございます。

多数が自分たちの都合のいいように多数の力で選挙制度を変える、こうしますと、民意とその代表としての議会とがどんどん離れていく。ルールは形式的にはあっても中身がない、形骸化、こういうことにつながりかねないことだと思います。議会制民主主義の土俵をつくる基本的なルールが選挙制度ですので、当然、与野党合意で、なるべく多くの合意をつくって仕上げる必要ならぬというのだと思います。

例えば商法においても、会社の存立の基盤にかかわるようなことについては特別の多数決を定めているとか、そういう種類のことであって、選挙のたびに、勝った方が勝手に自分の都合のいいように選挙制度を変えるのでは、民主主義はおかしなものになってしまふ。斎藤前参議院議長も、このところを最も憂慮されたわけです。

そこで斎藤前議長は、ずっと、時間をかけながら、みんなの合意をつくり上げようといういろいろな努力をしてこられました。ところが、今回、半数近い少数派の意見を全く無視して、選挙制度の改悪に与党が狂奔された。私は、強く糾弾をしたいと思いますし、また、有権者、国民の皆さんには、来るべき選挙で与党に鉄槌を下していただくことを強くお願いいたします。

次に、参議院の各派協議会における議論の経過について御報告を申し上げます。

昨年六月、参議院選挙制度改革に関する協議会が各会派代表者懇談会のもとに設置をされました。九回にわたって協議会での議論が行われて、本年二月二十五日に、各会派が一致して報告書が作成されました。

その中で、拘束名簿式については、現行の拘束名簿式比例代表制の仕組みそのものを改めることとなると抜本的な改革となり、その実現は容易なことではないことから、当面は現行の拘束名簿式比例代表制を維持することを前提として議論を進めることとなったと明確に明記をされております。これは各会派の合意でございいます。

その実現は容易でないというのは、何もだれか

が引き延ばすとかそういう話じゃないので、先ほど申し上げたように、民主主義の基本にかかわることだから、それはみんながとことん納得いくまで議論を尽くした上で決めなければいかぬ、そういう趣旨を与党も野党も皆しっかり理解をされていたということでございます。

また、六月二日、これは衆議院の解散の当日ですが、斎藤前議長は、各派の代表者をお集めになりまして、選挙制度は来年は現行のままとということとを前提に、定数は正はやりましようね、こういうお話をして、各代表者ともこれを受けているわけでございます。

このように、参議院において、各派代表者の協議では、来年の参議院選挙は基本的に現行制度で臨む、こういう結論が出ていたにもかかわらず、総選挙終了後に突如、与党、さらに言えば自民党、さらに言えば参議院自民党の青木幹事長と村上会長から今回の改正案が飛び出してきたということでございます。極めて動機不純の党利党略法案だと言わざるを得ません。

その後の経過につきましては、私、実は毎晩多少の時間を割いてインターネットのホームページにその日の活動日誌を打ち込んでおりました。関係のものを抜粋してきょうプリントアウトしてこちらへ持ってきてまいりましたので、どうぞ御参考にしていただきたいと思います。

動機不純の第一は、いわゆる久世問題のすりかえ。もういろいろお話があったから言うまでもないと思いますが、二万人の名簿はある宗教団体から提供を受けて、党費一億円についてはあるマンション業者から提供を受けて比例名簿の順位を買った。この不祥事に対して、自民党の皆さんは、自分の党の矛盾、不祥事を選挙制度の問題にすりかえてしまった。KSD問題も同様のことだと思えますが、これが動機不純の第一。

次に、動機不純の第二は、衆議院選挙で自民党の皆さんは、個人名では二千四百万票、しかし政党名では千六百万票、八百万票の開きがある。ここをどう埋めるか。これを埋めなければ次の参議

院選挙で勝てない。こういうことから今回の票の横流し制度を出してこられたということが動機不純の第二であります。

いかに悪いものか。全国区選挙は、私自身はいろいろな事情から残酷区、銭酷区ということを実際には体験をしております。しかし、あの全国区の制度がいかなるものであったか、これは多くの人が御存じのとおりで、参議院の村上さん自身が一九八五年の選挙制度改革のときに語る述べておられるわけです。あの選挙が終わった後亡くなつた、中には、投票日、開票日のその日に亡くなつて、自分の当選を聞く前に死んでしまった、こういう例もあって、また、お金も大変。こういう全国区の悪い方式に戻してしまふ。

しかも、今度は公費助成で五十億円余計にかかるといふのですから、何のためかわかりません。そして、第二の悪い点がいわゆる横流しで、顔の見える人で票を集めて、それを政党の方に落とすし込んでおいて、顔の見えない人を当選させる。ですから、この顔の見える人が選挙違反で当選無効になつても、その人のとった得票はそのまゝ有効で、別の人の当選に使われるという大変な、国民の意思を無視した制度になっております。

こういう制度を使つても、役所ぐるみ、業界ぐるみ、企業ぐるみ、そして地方自治体の首長さん方に大変な無理を強いて自民党型集票マシンをもう一度活性化させて、行政改革、規制緩和といった方向に逆行させようという悪法中の悪法だと言わざるを得ないと思ひます。

私も民主党は、そういうものでなくて、選挙制度のことは議論をするのだ、そういう意味で、広域選挙区制度というものを中心にした制度改革の案を衆議院の方で提案させていただいておりますが、これもぜひ議論をしていただきたいと思ひます。

十分程度ということ、私の意見といたしまし、どうぞよろしくお願ひします。(拍手)
○自見委員長 ありがとうございます。

次に、加藤参考人をお願いいたします。
○加藤参考人 東洋大学で政治学を教えております加藤です。

手元に配っていただいたと思いますが、三ページほどの資料に基づいてお話をさせていただきますので、あけていただきたいと思ひます。

時間がありませんので、早速お話しさせていただきます。

選挙制度は民主主義にとって非常に重要なものだということはおわかりかと思いますが、今回の変更も、ささいな変更のように見えますが、結果によつては重大な影響をもたらす得るものであります。

私がよく引く言葉であります、今世紀を代表する書物の一つでありますオルテガの「大衆の反逆」にこういう一節がございます。民主政治は、その形式や発達程度とは無関係に、一つの取るに足りない技術的細目にその健全さを左右される、その細目とは選挙の手續である、それ以外のことは二次的である、もし選挙制度が適切で現実合致していれば何もかもうまくいく、もしそうでなければ、ほかのことが理想的に運んでも、何もかもだめになるということでありまふ。

この観点から、私は、衆議院で旧中選挙区制を廃止したことはよかつたと思ひますが、参議院についても、また不適切なことが起きて、そのためにどんどん外れていくようなことがないようをお願いしたいと思ひます。

それで、一般には金のかからない選挙という点が議論されていると思ひますが、私はドイツと日本を比較しながら研究している者ですが、ドイツの場合は深刻な反省に立つてこの点をやらなきゃいけないという気持ちになつていっているのに対して、日本はまだ反省が足りないのではないかと、そういう印象が否定し切れません。今回の場合ですと、制度の基本が金がかかるようになっていと思ひますが、それを細かく事務所の数などの制限などでやりくりするというのは本末転倒で、根本のところを金がかからない工夫をしていただきたい

のだと思います。

それで、二点ほど、一般に議論されていないこと、野党側からもほとんど議論されていない点に絞ってお話をさせていたきたいと思います。

一点は、選挙制度は、参議院だけを取り出して考えるのではなくて、国全体の選挙制度をどうデザインしていくか、そういう観点で考えていたいただきたいということでもあります。

以下の文章を読みますと、

衆院の小選挙区制度は、政党本位・政策本位を旨としたものだが、参院のこの制度は選挙を人物本位へと向かわせる。賛成する人は「人物が選べてよい」とか、「参議院の独自性」が回復できると言うかもしれない。

だが、ここがポイントだが、同じ国で、ある選挙は政党本位、他の選挙は人物本位というようなことをやろうとしても、うまくいかないものである。衆院の新制度が十分に定着をみないのも、地方選挙をはじめ、他の制度が以前のままであることに一因がある。

いうならば、衆院選だけで政党本位・政策本位を目指しても他がそうならないのでは、アクセルをかけながらブレーキを踏むようなもので、全体として政党の体質は変わらず、政党本位・政策本位は実現しない。

ということでもあります。

次のページに参りまして、その点を少し議論しますと、政治学者は、選挙制度をどれがいいかというようなことを議論するとき、二つの点を考えなきゃいけないということを指摘しています。

第一点は、その国の社会構造がどうなっているか。その国の社会が、内部が同質的か異質的か、マイノリティーなどがある場合でしたら比例代表制などを考えなきゃいけない。そういう点であります。

もう一点がきょう強調したい点であります。政党と社会の関係であります。難しい言葉では政党の構造化の程度などと言いますが、社会に政党がどれだけ根をおろしているか、そういうことで

あります。

それで、イギリスやドイツのように、深く構造化された、根をおろしている国、政党本位が確立している国があります。その場合ですと、その党が強い選挙区でしたらだれでも勝てる、だれが出て勝てる、選挙区を変更できる、そういうことがあります。

これに対して、日本などでは逆に、政党が余り根をおろしていない、人物本位の面があります。その結果、その候補者が強い選挙区では、所属政党を変えても当選できる可能性があるというようなことがあります。政党本位、政策本位ということとは、この意味での構造化を強めようというものだと思いますが、それが今回の場合どうだろうかということでもあります。

このことは、国によって同じ制度が働き方が違う可能性があるということでありまして、例えばドイツでしたら、今度の制度を仮に導入されても、個人名を書く人は余りいないと思います。ですが、日本の場合では個人名を書く人が相当出てくる。それで、衆議院でやろうとしたことと反対の動きが始まるということでもあります。

もう一つ、ほとんど議論されていない点は、有権者にとってこの選挙制度はどうなのか、一部の熱心な有権者はともかく、大半の有権者にとって適切な選択ができるかどうかということでもあります。ここは専門用語では情報コストというんですが、後でその点は触れます。気分や願望で人も選べていいというような言い方は俗耳には入りやすいかと思いますが、現実的かどうかであります。私は学者で、政治家ではありませんから、有権者の方に對して遠慮は要らないわけですが、有権者の方が果たして、複雑な制度を導入したとき、そこで期待されているような努力をするものかどうかということでもあります。

次の文章を読みますと、

参議院の選挙制度を「非拘束名簿式」に改める法案について、ある重要な論点がほとんど議論されていないように思われる。それは、有権

者が選択肢について、どれだけ本気になって情報を集めるかということだ。その気のない人に、多過ぎる選択肢を与えても、いい加減な選択となるのは明らかだ。

「非拘束名簿式」とした場合、政党だけでなく候補者も選べる点が良いという意見もあるが、実際にはそう簡単なことではない。「旧全国区」はカネがかかるということだけではなく、候補者の選択がよい加減になっていたことも問題であった。

百人を超える候補者の中から一人を選ぶといっても、その気にならないと各候補者のことはなかなかわからない。その結果、著名なタレントに投票したり、知り合いから支援を依頼された組織の候補者に票を投じたりするといった状態になっていた。

この点からいいますと、今度の場合、非常に懸念があります。

それで、情報コストというのは何か。次のページであります。が、物事を選択する場合、その選択に必要な情報を得るのに割く時間や労力や費用であります。選挙の場合は費用はほとんどかからないと思いますが、有権者がどれだけそのために時間を割くか、労力を割くかということでもあります。それで、選択の場合、少ない努力で無難な選択ができるのがよい制度だと考えられますが、今回の制度の変更でこの点はどうかということとであります。

それで、情報コストには量的な側面があります。一つは、選択肢が多過ぎるのには有権者に負担がかかってよくないということでもあります。旧全国区は余りにも多くの候補者の中から選ばれる、その結果、有権者が念頭に浮かぶ候補者は最初から限られてしまう、ないしは少ない。そういうところでもまた出たタレントの方とか、組織の依頼ですぐ投票したわけでありまして、

質的な面で申しますと、選択肢が選びやすい形で並んでいるかどうかということでもあります。日本には最悪の例がございます。選挙区に分かれて

いない市町村選挙で、無所属の人が非常に多いわけですが、三十人、四十人もいる候補者の中から一人選べと言われても、最初から有権者が検討する候補者というのは非常に限られてしまうわけがあります。そういう中で選んだことが果たしてどれだけ合理的なものかという疑問があるわけですが、今度の制度はこれに非常に近くなると思います。

それで、同じ二大政党制、小選挙区制のアメリカとイギリスでも、質的な面でかなり違います。イギリスは、政党の性格がすっきりしているの、ふだんから有権者は、労働党はこういう党、保守党はこういう党というイメージを持っていますから、その党の候補者がどういう人かということを一々チェックしなくてもかなり合理的な選択ができる。そういう状態になっていまして、有権者にかかる負担が少ないわけでもあります。

これに対して、アメリカは、共和党、民主党とありますが、レッテルの違う二本の空瓶と言われるように、ほとんど政党の性格がはつきりしません。そこで、有権者がどちらがいいのかということを選ぼうとしますと、有権者がそれなりの努力をしないとイケないわけがあります。それで、アメリカの場合、有権者がそれなりの努力をしますからある程度格好がついていますが、ドイツや有権者団体が発行しています有権者ガイド、そういうようなものを参考にして選ぶわけがあります。そういう努力を果たして日本の有権者がするかどうか、ここが新しい制度を導入した場合生じるかどうかのきざし、私は、これまでの情性からいってかなり悲観的であります。ですから、人が選べるのはいいとかいうのは、簡単に聞こえますけれども、実際には、その気の有権者がそれに臨まないと、この制度は逆の効果を持つということでもあります。

そういうわけで、量的、質的な面についてともにいい状態というのがあると思いますが、それに近い国としては、制度は違いますが、イギリスやドイツがある。日本の旧全国区というのは最悪の

部類に近い方だとは思いますが、今度の非拘束というの、数はふえると思いますが、より悪くなる、質的な面では、政党を多少意識させるので、ちよつといかなという点で、この面から見ますと、旧全国区とほとんど同じぐらいの点数しか上げられない、ちよつと困った制度ではないかと思ひます。

以上、私の陳述であります。(拍手)

○自見委員長 ありがとうございます。

次に、志田参考人をお願いいたします。

○志田参考人 ただいま御紹介いただきました弁護士志田でございます。

私は、今議論になっております参議院への非拘束名簿式導入法案について意見を述べさせていただきます。

私は、この法案の第一の問題点は、果たしてこの制度が名簿式比例代表制と名乗れるようなものなのかどうかということであります。

与党三党は、非拘束名簿式比例代表制と名づけて、候補者個人に投票したものを、その得票のすべてを候補者所属政党の得票とみなして、政党得票に基づいて議席を配分する制度を導入しております。

そもそも名簿式比例代表制といふのは、各政党にその得票率に応じて議席を配分することによって民意を反映させようという選挙制度であります。しかし、非拘束名簿式比例代表制を採用している国でも、立候補しているすべての政党と候補者の名簿が一覧にされている投票用紙を使つて、有権者は、政党を選んだ上で、候補者の名簿順位を入れかえたり、候補者名を記入することによって名簿順位を変えるというのを可能にしているわけでありまして。各政党にその得票率に応じて議席を配分するという名簿式比例代表制の趣旨を生かした制度となっております。

しかも、参議院の比例区が全国単位であるのに対して、この非拘束名簿式比例代表制をとる国の比例区は、日本という都道府県単位程度、実際は一千万の国を十幾つの選挙区に分けるというよ

うなことでありますから、東京という区、市ぐらゐの単位になるのでありましようか、そういう狭い単位で非拘束名簿式比例代表制をしいているわけです。ですから、有権者は候補者の人柄や人格、識見、実績を知つて、それに基づいて政党が提出した名簿順位を入れかえるということが出来るわけでありまして、与党三党の法案とは全く制度の目的も内容も異なるものであります。与党三党は非拘束名簿式というふうな名前をつけておりますけれども、この法案は、本来の非拘束名簿式比例代表制の姿とはほど遠いものであると思ひます。

与党三党の案では、有権者が投票するときには個人名で投票させて個人であることを強調して、票を数えるときには政党への投票として得票数を計算する、こういう制度なのでありまして、こういう制度を導入することによって、とても奇妙なことが起こるわけでありまして。大量得票した候補者個人の得票によって、当の候補者が当選するだけではなくて、名簿に登載してある同一政党の別の候補者がほかの政党の候補者よりも得票数が少なくとも当選するという逆転現象が生じます。また、当選した候補者の関係者が買収などの選挙犯罪を犯して、連座制により議員の職を失つても、政党の得票はそのまま、同一政党の別の名簿登載者が繰り上げ当選するという異常な事態になるわけでありまして。

与党三党の主張する非拘束名簿式は、民意を大きくゆがめ、名簿式比例代表制の制度趣旨を没却させるものであります。

第二に、私が心配していることは、女性が多数進出してきた参議院の拘束名簿式比例代表制の長所が失われるのではないかとということでありまして。

政党が候補者の名簿登載順位を決めるのは、政党として適切な人材を候補者名簿に登載することによって、議員にふさわしい人材を得ようとする趣旨だと考えられます。北欧諸国では、名簿式比例代表制のもとで、女性議員の比率を高め、三割

台、四割台にまで高めております。参議院の比例区でも、拘束名簿式比例代表制のもとで、各政党が名簿の高位に女性を登載することによって、女性議員の比率を高めてまいりました。一九九八年の参議院選挙では、比例代表選出五十人のうち十人が女性であり、その比率は二〇%に上っております。

参議院に非拘束名簿式が導入されますと、自民党などが各業界、官庁、支持団体ごとに候補者を立候補させて得票を競わせるということになり、比例区の女性候補がはじき出されるという事態になるのではないかと心配しております。

第三に、拘束名簿式比例代表に金がかかるという主張がありますが、この主張には何の根拠もありません。

もともと、選挙制度としては、拘束名簿式比例代表制というのは、最も買収や利益誘導が起これにくい制度であり、お金のからまない選挙制度であるはずで、ところが、自民党で起きたものもろの事件をきっかけにこういうことを言い出したわけですが、候補者名簿への登載や順位の決定をめぐってお金がかかると言いますけれども、名簿登載や順位決定がお金に左右されるということ自体が異常なこととす。それはまさに政党幹部の見識の問題であり、さらに言えば、政党の腐敗した体質の問題であつて、拘束名簿式比例代表制に原因を求めるのは本末転倒であると言わなければなりません。

そもそも、参議院で全国区を廃止して拘束名簿式比例代表制を導入したのは、お金がかかるという弊害が生じたからと言われております。与党三党の主張する非拘束名簿式は、お金がかかるという弊害はより一層ひどくなり、候補者個人に対する投票を政党への得票に読みかえて民意の反映をゆがめるという意味では、旧全国区よりももっと悪い制度だといふふうに私は考えます。

第四に、国民の選挙権にかかわる重要法案をこゝに拙速に成立させるべきではないということ強調したいと思ひます。

この与党三党の法案は、個人名で投票させておきながら、投票後は神出鬼没に政党が登場してくるという大変難しい奇妙な制度であります。十分に国会で審議をして、国民の中で議論を聞かせた上で成立させるべきであります。きょうも、参考人として呼ばれて、大変に急いでいるということがわかつたんですけれども、こんなに急ぐのは、非拘束名簿式の内容が国民に知られないいうちに法案を成立させてしまおうというふうな考えているのかなというふうに思わざるを得ません。

現在、参議院の選挙制度で憲法上問題なのは、最小の鳥取県選挙区と最大の東京都選挙区との間に、議員一人当たりの人口格差がほぼ五倍にもなっているということでありまして。最高裁判決でも合憲とはされておりますけれども、強力な反対意見があり、違憲であると主張しております。私は、現在の参議院の選挙制度で改めるべきは、抜本的に選挙区の議員定数の格差を是正することであると思ひます。

どこから見ても致命的な欠陥のある非拘束名簿式導入法案は、廃案にするしかありません。

憲法は、国会を国権の最高機関と定めております。今、国会の権威は国民の間では地に落ちております。衆議院において十分な審議を進めることこそが、国会の国権の最高機関としての権威を回復する唯一の道です。このことを与野党の議員の皆様にお願ひをいたしまして、私の意見を終わらせていただきます。(拍手)

○自見委員長 ありがとうございます。

次に、永井参考人をお願いいたします。

○永井参考人 四人目の参考人の永井よし子と申します。私は、市民として女性の立場から、今回の参議院の公選法改正に関する意見を申し述べたいと思ひます。

既に私の前に三人の参考人が意見を述べました。今回の改正案についての問題点は、すべて私も共有したいと思ひます。ただ、私の申し述べる時間が十分しかございませんので、主に女性の政治参画という点について意見を申し上げます。

私は、北京JACという市民運動をしているNGOの事務局長として、今日、意見を申し述べることにいたします。

北京JACというのは、一九九五年、北京で開かれた世界女性会議におきまして採択された行動綱領を日本のあらゆる段階の政策に反映させたいという願いで、全国的なネットワークを組んでおります女性のグループです。この五年間、特に国連を中心に採択されたさまざまな女性の行動に関する政策もきちんと反映させていただきたいと思っております。

北京の行動綱領の十二の重要課題の一つに、女性の政策決定の場への参画を保障するということがあります。一九八五年に採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、日本の国会も採択しています。そして、北京で採択された行動綱領も、日本の了解することとし、つい昨年、男女共同参画基本法が成立しました。それは、国会のあらゆる会派が賛成をしたもので

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約では、第三条で、「あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として」ということを明確にうたっています。そして、第七条では、「自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、」政府は、「政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利」を保障すべきことになっていま

す。

一九九五年の世界会議にとどまらず、本年六月にニューヨークで開かれました二〇〇〇年女性に関する特別総会においても、女性の政策決定の場への参加が、グローバル化の負の側面が非常に拡大している昨今の世界情勢の中で、新たな展開を探る可能性の一つとして強く主張されており

先ほど志田参考人も触れましたけれども、北欧においては、政党が積極的にポジティブアクションを取り入れることによって、女性の政策決定の場への参画が進み、社会のあらゆる場で男女が平等で生活しやすい仕組みが進行してきました。女性が働きやすくなり、社会保障が充実して、その結果として出生率も上がりました。男女が平等の社会をつくるのがこれからの社会に必要であるということの確かな示している例であります。

さらに、フランスではパリテという考え方が導入されました。フランスの女性の政治参画はいわば北欧に比べて多少おくれいている面がありましたが、今回、男性と女性が公平に平等に参画する仕組みが憲法改正により保障されました。比例名簿を拘束制にして女性の参画を保障する。この議論の過程では非拘束の名簿の議論も出ましたが、いかに憲法で男女同数の参画を義務づけたとしても、政党が候補者の末尾に半数の女性候補を並べたのでは、それは結果としてポジティブアクションにはなりません。名目だけです。

今回の参議院の改正案については、特定の個人の名前を書くことによって政党全体の得票数を上げるということになりましたけれども、非拘束名簿式がフランスで避けられた議論の経過を考えると、非拘束名簿を出すことが女性に対するポジティブアクションを保障しないということの一つの明らかな例でもあります。

日本の女性の政治参画は決定的におくれています。戦後一九四六年の衆議院選挙で三十九人の女性議員が誕生いたしました。それは戦後の歴史の中で、八・四％、最高の女性議員の誕生と言われているのですが、このときは二名連記です。女性の政治進出を助けるために選挙制度がいかに大きな影響力を持っているかということのあかしでもあります。

ことしの衆議院選挙では三十五人の女性議員が誕生し、七・三％の女性議員比率となり、列国議会同盟のうち八十位に上がりましたが、たった六年前、日本は百四十九位です。これだけ政治不

信、政党批判が高く国民の間に沸き上がり、選挙制度が女性にとって不利なものになったとしても、今回の衆議院ではこれだけ批判票が集まったのです。

参議院の選挙法改正については、国民に周知していない段階での改正を急がれるという問題は今までの指摘されたことではありません。そのときそのときの都合で、都合よく解釈されるということとは国民の一票を投じる権利を侵害するものです。国民は一票を投じることによって、どのような仕組みの政治を選ぶか、それを選挙の機会に行使することができます。その選挙の機会を国民に保障するシステムが党利党略で決められていいとは全く思いません。

選挙制度は国民の側が納得できるものにする必要があります。お手盛りは最も避けるべき手法です。国会議員が国会議員の身分にかかわる仕組みを国会だけで、しかも短時日の審議で、住民に周知されることなく、慌ただしく泥縄式につくって通してしまふ、これは国民を最も愚弄したやり方です。国民を愚弄すると同時に、言論の府である国会というシステム自体を軽視する、みずから自分の顔につばを投げかけるようなものだと思えます。

参議院は本来どうあるべきか、参議院の選挙法が改正されたとき、村上正邦議員はくしくも言っています。参議院は良識の府であるべきということをおっしゃっています。それだけに、深い理性和高い道義の政治理念に立って、私心を捨てて、国家百年の大計のもとに、堂々と政策を論じ、院としての高い見識を示すことによって、国民の政治に対する安心感と信頼を得なければならぬと思えますと述べておられます。

今回、参議院で実際に行われたことはすべてこれの否定形です。真つ向から反対することです。この間まで参議院で行われたことは、良識の府ではありません。数の暴力による暴挙です。深い理性和高い道義ならば、本来改めるべきは比例代表の順位にお金を使ったことでもあります。

さらに言うならば、同じ村上議員が、参議院は学識経験者等の有為の人材を立法院に迎えるためである、しかしながら現行制度においては、つまり比例代表を取り入れたときの議論ですが、もはやテレビ等による有名人の出演、国民大衆に名が知られた有名人でなければ、有為の人材といえども当選することはほとんど不可能にすらなっている。

今回、有名人を政党の名簿に載せることによって同じ効果をねらおうとしているのが同じ与党ではないでしょうか。私も、一票で信任した議員の票がおすそ分けされて、気に入らない議員の誕生を招くような、そういう制度、仕組みは全く認めることができません。

参議院が衆議院のコピーであるとの批判は随分長いこと言われています。今回の改正は、その点についての展望もビジョンも何もありません。今これだけ行き詰まっている。世界的にも国内的にもさまざまな問題を抱えているとき、女性の政治参画を積極的に進めることが国会の活性化あるいは社会的な仕組みの改善につながると私は思っています。女性の政治参画の壁を一層高くするような今回の改正には反対です。

以上です。(拍手)

○自見委員長 ありがとうございます。

○自見委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山花郁夫君。

○山花委員 参考人の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、急であつたにもかかわらず御出席いただきまして、お礼を申し上げる次第でございます。

さて、十月二十三日からこの審議に入っているのではありませんけれども、我が党の堀込征雄委員からの質問に対しまして、この時間は参考人からの意見聴取ということで、提案者の方はいらしておりませんが、その中で、片山参議院議員から、こ

の審議の経過に対しまして、「野党の皆さんには、与党は法案を出させてもらいます、国会の委員会でも十分な審議を尽くしましょう」と、「こういうことを言っておられます。同時に、政党間の話も代表者懇を中心にするのはいささかもやぶさかではありません、やりましょうと、話し合いを。」という発言をしておられます。また、「国会議員というのは国会に来て論議を尽くすんですよ。政党間の事前折衝も必要でしょう。それはあつていい。あつていいけれども、うまくいかなければ、国会で一方が法案を出して国会の委員会や本会議の中で議論を尽くして結論をまとめるというんです。その過程で、国民の前に開かれた議論で国民の皆さんの批判をもらえばよろしい」と。さすが良識の府の選出された議員だと思えます。こういうことを言っておられますので、提案者がこのように議論をしようということを言っているわけでありまして、よもや本日、三日程度審議がなされた後に採決があるなどというのではないかと信じておられますが、ぜひこの後も公聴会などを開いていただきたいということをまず冒頭に要請申し上げたいと思います。さてそこで、江田参考人にお伺いしたいと思います。

片山議員であります。先日の発言の中でも、例えば、六十三年の参議院の中につくった超党派の検討委員会、平成二年の第三者の権威ある機関の第八次選挙制度審議会、あるいは平成六年のこれも超党派の参議院選挙制度検討会、あるいは去年からやっております代表者懇の下ワーキンググループ、あるいは、ここの春ですが、前の斎藤議長が私的な諮問機関をつくられてまして、そこで選挙制度も議論しているんですよ、こういうことをおっしゃって、決して今回の法案というものは唐突に出てきたものではない、こういうふうなことをおっしゃっておられます。

また、さきに引用いたしました発言の中でも、野党が出てこないじゃないか、こういうようなことを言っているわけでありまして、このような発言に對しまして、特に野党の方は参議院の方では出てこなかったではないかということを言われているのでありますけれども、選挙制度という民主主義の根幹にかかわるこういった法案に対してなぜひ参議院の方で出ていくことができなかったのか、審議ができなかったのかということについて、本来のあるべき審議のあり方ということの所感も御披露いただければということをお寄せをお願い申し上げまして、御意見をいただきたいと思っています。

○江田参考人 参議院で野党がなぜ審議に加わらなかったのか、本来あるべき審議はどういうものであるか、こういう御質問でございます。参議院の選挙制度についてこれまでいろいろな機関がさまざまな形で議論してきたこと、これは事実でございます。例えば、平成二年には、第八次選挙制度審議会において今回の非拘束名簿式のような提唱も確かにございました。

しかし、よく考えてみなければいけないのは、第八次選挙制度審議会は、こういう方式を提唱する前提として、参議院とは一体何であるのか、衆議院と参議院と二院制になっているのはどういうことか、それをよく考えなさいよということをおっしゃっているわけですね。第八次選挙制度審議会がこういう提唱をした後に衆議院の選挙制度が変わった、そして今の衆議院の選挙制度になっているわけでありまして、第八次選挙制度審議会が考えたときと、衆議院、参議院の役割分担をよく考えなさいよという前提、これは変わっていない、しかし衆議院の選挙制度は変わったのですから、そのとき考えられていた参議院の選挙制度をそのまま持つてくるというのは、前提において大きく違っているということでございます。

あれこれいろいろございまして、そういう議論をずっと詰めて、そして先ほど私が申し上げた本年二月二十五日の各派の合意ということになっていくわけでございます。これは党利党略の合意じゃないのです。さっきも言いましたとおり、参議院というもののあり方を十分考えた上で、なお議論をするんだ。私たちの党の中でも、どういう制度がいいのか、これは党内の議論もずっとやっていたわけですね、そういう各政党間、各会派間の審議というものをまるで弊履のごとく捨て去って今度のこういう提案が出てきた。私どもとしては、そういう審議を無視する与党各会派のやり方に対して、そのまま受け入れるわけにはいかないということを考えたのがまず第一でございます。さらに、先ほどる申し上げましたとおり、この出された案が非常にひどいということもございまして、それともう一つ、これはぜひ考えなければならぬと思うのは、確かに私どもも今回の参議院の野党がとったようなやり方が、あれが百点満点、有権者から何の批判も受けないものだというふうに思っているわけではありません。

しかし、今、この長い間の積み重ねで、議会の審議のルールというものがある。厳しいものになっているのですね。厳しいというのは何かという、はい、時間はこれだけです、はい、何日です、もうおしまいです、はい、どうぞと、一列で並ぶ以外にないエスカレーターのようになっていて、そこへ乗ったたら自然に二階まで持っていく、それ以外にないことになってしまっているわけ、いらい、いらい、いらい、まるで首切り役人が刀を振り上げて、さあそこへ座りなさい、すぐに首を切つてあげますよ、そういうところへ入っていくというのは、与党が行う審議拒否に対して野党が唯々諸々と従うという形になるわけですね、形では私たちが審議拒否の形になっていますが、私どもの方は徹底した審議をしたいから、国民の皆さんにボディーランゲージでああいうことを伝えるを得なかったということでございます。

ということを考えますと、今後の審議のあり方はいか、そしてもう一度、論争民主主義の原点にみんな戻らなければならぬ。本当に論争して、論争し尽くす。どうせ生身の人間がやるのだから永遠にできるわけはありません。そういう論争をし尽くしたあけく、もつと議論の場にマーケットメカニズムを生かして、そして最後には選挙で有権者の判断をいただく、そういうものに戻らなければいかぬ。フリーバスターというものがございしますが、例の「スミス都へ行く」という映画に出てくるのもですね、ああいう論争の価値というものをお互いにもつともう一度再認識をして、議会のルールをつくりかえるべきだ、私はそう思っております。

ただいま、ぜひ議論というものをしっかりと行なうべきだという御発言がございました。私たち民主党は、この選挙制度の改正に対しては対案というものを提出しているわけでありまして。あるべき審議の姿からすれば、こういう対案を全く審議しないまま採決がされるということは決して好ましいことではないことだと認識する次第であります。さて、片山参議院議員はかが出されております案でございますけれども、先日の委員会でも、片山参議院議員は、全国区の復活、再来は断じてこれは慎みたい、こういうふうな発言をされております。そしてまた、今回の法案について、全国区とは違うのですよ、こういうことを言われて、この比例代表非拘束名簿方式はまず党を選ぶのです、まず党を選んだ、党の中でだれを当選させたかを選ぶのですよ、まず選ぶのは党なのである、というような発言をされております。

私は、さきの総選挙で当選したばかりでございますので、昔の全国区というものがどういう選挙であったのか、体験したわけではございません。そして、理屈の上で違ふのかなという話を開けば、まあ理屈の上では違ふのかなというところになるのでありますが、しかしながら、今回の法案を見させていただきますと、まず個人名を白書する、これが原

いか、そしてもう一度、論争民主主義の原点にみんな戻らなければならぬ。本当に論争して、論争し尽くす。どうせ生身の人間がやるのだから永遠にできるわけはありません。そういう論争をし尽くしたあけく、もつと議論の場にマーケットメカニズムを生かして、そして最後には選挙で有権者の判断をいただく、そういうものに戻らなければいかぬ。フリーバスターというものがございしますが、例の「スミス都へ行く」という映画に出てくるのもですね、ああいう論争の価値というものをお互いにもつともう一度再認識をして、議会のルールをつくりかえるべきだ、私はそう思っております。

則になっていて、ただし書きの形で、政党に対して投票しても構わない、こういった制度になっているわけであります。

法文を見る限り、やはり個人を選ぶということが優先しているわけでありすけれども、そうであるとする、旧全国区と、法的な難しい言葉を使えば違うということになるのかもしませんけれども、事実上、その実態は旧全国区と全く同じものになるのではないかと印象を受けるのでありますが、全国区の時代の経験者としてしての御意見をお伺いしたいと思います。

○江田参考人 確かに、比例代表制度ですから全国区制度とは違う、形式的にはそれはそれとおります。しかし、そのために余計悪くなっているとも言えるわけですね。

八代さん、あそこできりにやじつておられますが、確かに、私も八代さんも全国区制度を比例制度に変えるのに反対をいたしました。それは、比例制度になるとますます参議院が政党化するからということと反対をしたのですが、だけれども、全国区制度というものが、先ほど言いました、残酷区と言われたり残酷区と言われたり、大勢出でただだかよくわからぬとか、いっぱい欠陥を持っていたこと、これは確かなことでございます。

そこで、今度の参議院与党案というのを見ると、候補者から見ると、同じ党の中であつても自分の隣の人もたくさん票をとらなければ当選が保証されないわけですから、もうこれは、全国をまたにかけて、金は幾らでもかけて運動するほかにないやありませんか。あの全国区と同じことになってしまいます。有権者から見ても、これだけ大勢の中で一体ちゃんと選べるのか。

先ほど情報コストという問題のお話がございましたが、そういう問題が出てくるので、全国区の悪い点をそのまま復活させてしまう。いわゆる役所ぐるみ、企業ぐるみ、業界ぐるみということもそうだし、また地方自治体の首長さん方が大変苦勞する。ここでもちゃんと票を出しておかなきゃ、

陳情へ行っても、補助金をもらおうと思っても全部鼻であしらわれる、そういうことが復活する。これでいいのかということなんです。

それに加えてさらに、個人名でつたものを政党に落とし込んで別の人間を当選させるのに使うというわけですから、より悪くなっているわけでございます。

そのほか、先ほどの、例えば選挙違反があつた場合にどうなるかとかいろいろございすし、しかも今度の制度で、比例区ならばまだしも、先ほどもお話しございました、こういう女性の良識を議会に反映させようと思つて政党が努力する、そういう努力はできなくなつてしまふわけです。その上、私も八代さんも、当時私は政党ではありませんが、今回は比例制度ですから無所属で出るということができないわけでしょう。

それやこれや考えますと、全国区ではないんだ、比例区だというのは単に言つてみるだけの話で、いい悪いということを考えますと、これは全く改悪以外の何物でもない、私はそう思います。

○山花委員 加藤参考人にお伺いしたいと思います。

先ほど加藤参考人は、旧全国区は余りに多くの候補者から一人を選ぶという制度であるというお話をされましたが、旧全国区最後の選挙のときに、百名以上の候補者の中から一人を選ぶという、情報コストの点から見ても、また政治家の候補者の側から見ても、非常に金のかかる、いろいろな意味でコストのかかる制度だったというお話だと思ひます。

ところで、今回の法案でいきますと、一つの政党が四十八人まで候補者を立てることができる。そうであるとする、当然、政党というのはいっぱいいっぱいまで名簿に登載いたします。そうすると、ある試算によりますと、今回は、旧全国区のとどこころか、三百人以上の候補者の中から一人を選ぶという非常に情報コストのかかる制度だと考えられます。

そしてまた、これは委員会の中の質疑の中でもまだ

出てきていない話でありますけれども、四十八人、果たして一枚のポスターの中に豆粒のような形で候補者の顔を写す形になるのか。あるいは、個人の選挙運動も許されるということで、個人のポスターをべたべた町中に何十種類も張られるのかわかりませんが、このような形になるわけでありす。

こういった今度の選挙制度の改正の法案がもし成立してしまつたとすると、これが果たして顔が見える選挙、こういうふうに見えるのかどうかという点について御意見を伺いたいと思ひます。

○加藤参考人 顔が見えるかどうかということですが、それは人の名前を書くんですから顔が見えるという点はそのとおりだと思いますが、大事なものは、タレントの人気投票とかそういうのでない、政治家としての資質を選ぶわけですから、この人がどういふことを考えて、何をやるうとしていふのかということまでわかつた上でこの人に入れる、そういう形ならいいわけですね。

も、事実上、百人を超すような人で、しかも何人の人を検討対象に挙げて選ぶかということ、非常に悲観的にならざるを得ません。

そういう意味で、新聞に投書なんかをする方は、人も選べていいなんて書くかもしれませんが、そういう人は有権者のパーセントからいってごく限られた数で、一般の方が果たしてどれだけ熱心に、それぞれの候補者が何を言い、何をやるうとしていふのかということを検討して投票するかどうかというと、非常に疑問であります。単に顔が見えるかということだけでは済まない面があるうかと思ひます。

○山花委員 続けて加藤参考人にお伺いしたいと思います。

私は先日、内閣法制局に伺いますと、衆議院の議長あてになりますと、質問主意書というものを提出しております。今回の制度については、憲法上疑義がある点がございす。それと申しますのも、先ほど来、連座制などで失職した、あるいはみづから買収行為などを行つて議席を失つたよ

うな場合でも、政党の投票が生きってしまうではないかという御意見が参考人の方からもございすけれども、こういう議席を失うという場合だけではなくて、非常にたくさんの方の数を得票したその恩恵をこうむる下位の当選者が出てくるわけですね。けれども、ある政党で一番多く、何百万票も得票したような当選者が、後になって党籍を離脱する、つまり議席を保有したまま党籍を離脱したような場合でも、今回の法案に照らしますと、政党の投票はそのまま生き続けるということになるのでありますけれども、こういったような制度というものがよその国に存在するのもしないのか。

急な質問ですけれども、仮に存在するとしても、こういったシステムというものが妥当なものと考えられるかどうかということについて御意見を伺いたいと思ひます。

○加藤参考人 大変難しい質問で、私も答える用意が十分ありませんが、ただ、一点言えることは、現在日本では政党の形が、過渡期といひますか、まだ完全に整つていない時期で、政党の変更というのは十分予想される事態だと思ひます。そういうときでしたら、やはりそういう面ではいろいろ懸念される制度というのをこの時期に導入するというのは疑問が残るのではないかと思ひます。

憲法上非常に難しい問題で、私も憲法が専門ではありませんので判断しかねますけれども、いろいろ難しい問題を含んでいるというのは今の御説明でもわかります。だとすれば、それだけに制度を導入するときは慎重に検討をするというようにすることが必要で、特にこしはらく日本では政党の変更が多いわけですから、その点も考えて検討していただきたいものだと思うわけでありす。

○山花委員 時間でございますので、最後の質問にさせていただきますと思ひます。

これはまた加藤参考人をお願いしたいと思ひますけれども、今回のこの制度改正案について、提案者の側からは、旧全国区とは違つて、選挙運動についても規制という制限をしている、ポスター

の枚数は何枚、あるいは法定選挙費用が幾らという形で制限をしているので、旧全国区のように銭酷区というような批判は当たらないという答弁がされているわけですが、先ほど江田五月参議院議員からは、そんなことはない、この制度になってもお金がかかるのだという当事者からの御発言がございましたけれども、果たして今回のこの制度改正によって、お金がかからない選挙制度となるかどうかということについて御意見をいただきたいと思ひます。

○加藤参考人 私は、現在の制度から比べますとお金は確実に少なくなると思ひます。

大学の教師としての、ちよつと適切な例かどうかわかりませんが、候補者の方は、当選したいという気持ちで立候補されているわけですからいろいろなこととをやるというのは当然のことでありまして、そのとき違反がないようにということでありますが、例えば大学でいいますと、学生はできるだけ少ない努力で合格だけしたいという気持ちがあります。そうしますと、当然教師の側としてはカンニングは警戒しているわけでありますが、今度の制度で疑問なのは、大学の試験でいいますと、カンニングを奨励しながらカンニングのチェックだけは物すごく厳格にやろう、そういうような説明に聞こえるわけであります。

当選のためにはいろいろなことをやらなければならない、かく当選できない。そして、それをやれと言いつつ、細かい事務所の数だとカボスターだとかそういうところでは制限を加えようというような形で、それ以外のところではいろいろ規制をかけようというのはやはり邪道ではないかと思うわけであります。

○山花委員 ありがとうございます。終わります。

○自見委員長 塩田晋君。
○塩田委員 自由党の塩田晋でございます。各参考人におかれましては、非常にお忙しい中を時間を割いておいただきまして貴重な御意見を賜

りまして、ありがとうございます。

まず、江田参考人に二つほどお伺いします。一つは、先ほど証言されました問題でございますが、参議院におきまして各党各派の協議会がある、そこで報告書が提出されて、その報告書に基づきまして、次の参議院選挙については時間的な関係から定数の削減のみで、あとは現行の方式でいこうということが結論的な内容であったというふうにお話をされました。そして、それを再確認するような形で、本年の六月二日に参議院議長が各会派を集められてそれを再確認された、こういうふうにお伺いしたわけでございます。

提出者の参議院の皆さんからは、そういったことが言われているけれども、約束はしていない、それは全然なかつたんだと。報告書についても、両論併記というか三者併記して書いてあるんだ、こういうお話があり、参議院議長のところでも約束はしていない、したがって、これはその後の状況変化によって、いろいろな事情からこの法案を出すのだ、こういうお話でございます。

その点につきまして、国務大臣もやられ、また参議院の野党第一党の責任者であられます江田五月議員のお言葉というのは非常に重いものがあると思ひますが、ひとつはつきりと確認しておきたいと思ひます。

○江田参考人 参議院の方の提出者が衆議院に來てどのようなことをお話しになったか知りませんが、参議院の方では、ここに私も持っておりますが、参議院選挙制度改革に関する協議会というものを組みました。これは、議長のもとにある各会派代表者懇談会、このもとに置かれた実務者の協議会でございます。私も、やはり議長というものの権威は議会人として最大限に尊重しなきゃならぬ、そのもとにちゃんと設置をされた協議会でございます。そこで九回協議をいたしました、その協議のたびの議事録というものもしっかりとできているわけでございます。

そういうものを踏まえて、平成十二年、本年二月二十五日にこの協議会の報告書というものが採

択をされています。これも、議事録を見ますと、いろいろ文章の細かなところまで議論をして、その上でこういうことにしようといつて出しているものでございます。

Iが「この協議会の経緯」、IIが「参議院の役割と在り方」、IIIが「当面の改革」として、その1が「拘束名簿式比例代表制と選挙区制について」、(1)でいろいろな意見が書いてあつて、(2)のところで「拘束名簿式比例代表制について」、その中で、ああいう意見もある、こういう意見もあると書いて、最後に「いづれにしても、現行の拘束名簿式比例代表制の仕組みそのものを改めるとなると抜本的な改革となり、その実現は容易でなかつた」と。こう明確に書いてあるわけですから、これが合意でなくて何が合意か。もう本当に、印鑑証明つきの契約書みたいなものです。これを平気で破るというのですからひどい、こう言っているわけでございます。

六月二日の、議長が各会派の代表者をお呼びになつてお話をしたときも、これを前提にして定数は正をやりましょうというお話をされているわけでございます。

○塩田委員 責任者の江田参考人がそのようにはっきりと申されるわけでございますし、また、報告書もそういうふうになつて書かれていることでございます。その確認をここでさせていただきますので、この確認を、ありがとうございます。

江田議員にあつてもう一つお伺いします。先ほど、この選挙法の改正案というのは、非常に不純な動機、そして思惑から、また前回の衆議院選挙の結果を見てこういう法案を突如として出した、こういうお話でございます。そして、その法案の中身から見ても、有名人、タレント等が大量に横流しと言われるような、あるいは人によつては、移譲するような形、おす分けとかいろいろ表現されておりますが、そういったことを指摘さ

れて矛盾を突かれたわけでございます。

それはそれとしまして、こういうことも起こらないでしようか。例えば、全国区でございますから、これはしかも短期間に当選を目指して、各個人が個人票を集めるということになるわけですね。そして、それがその個人の所属する党の票になり、また、個人を選択しないで党を選択する投票もできるわけですから、この双方の合算をしてその党の得票数になる、こういうことですね。その場合に、横流しというよりも、むしろたくさん候補者を各党が出す。たとえ一万であるとか二万であるとか、何人も出せば何十万票になるかも知れない。もちろん供託金没収等の問題はあるでしょうけれども、それにも構わずある党がどんどん各地で候補者を立てる、そういうような状況が起らないでしようか。二百人とか三百人、あるいは四百人ぐらゐ立つんじゃないかと言われているけれども、それどころか、票を集めるためには、例えば県会議員、市会議員を落選した人とか、あるいはそういった地方議員の任期の間際にやめて立候補する、こういったことをどんどんふやしていけば、資金にかかわらずやっていけば、その党の票はふえる。だから、有名人でなくても、そういう立候補をすれば確実に党の票としてプラスされていく、こういう面が起るんじゃないかろうか、このように思ひます。

その一つは、全国区といつても、走れ走れ孝太郎のような、全国を走り回つて、そのために亡くなるような、そういうことでないようにするためには、大体七十万票をとれば当選じゃないかと言われているですね。一億人近い有権者に対して七十万票とればいい。そうすると、全国を駆けめぐるのは必要はないわけですね。ある県だけでも七十万票や百万票をとった人もありますし、またそれ以上の人も出ておられるわけですが、ある県あるいはある地域に特化して、そこで選挙運動をやるということにもなりかねないですね。そうすると、全国区で、事務所の数を十五から一カ所に減らしたら、ピラの数にしたつて、あるいははがきにして

も、到底、全国でそんな十五万や二十万じゃ、これはもう話にならない。そうすると、どうしても特化していく。ということになると、全国区といながら、実態は全国区でなくなるんじゃないか。そういった問題が起これると思うんですけど、これも、これについて、江田議員はいかがお考えでございますか。

〔委員長退席、細田委員長代理着席〕

○江田参考人 全国規模で個人名を書かせるわけですから、全国でできるだけ走り回って票を集めよう、そうやって自分の所属する政党の名簿の順位を自分の努力で上げよう、これをみんなやることは、それはもうそうなると思いますが、もちろん、全国走り回るのは大変だから、私はここでとれるからここでとるんだと言って努力する、そういうことも出てくるでしょう。現に、全国区のとときには、全国から集票ができる人たちはそれはそれで一生懸命やりました。しかし、政党によっては、全国を自分の党の中でブロックに分けて、このブロックはだれそれ、このブロックはだれそれと分けてやつたようなところもございます。そうすると、全国民の良識を集めて当選するというものとはまた性格が違ってしまうわけですね。さまざまそういう問題が出てくる。

私も、ブロック制というもので、全国規模の選挙運動をやらずに個人名投票で選挙を行う、そういう新しい広域選挙区制度というものを提唱しているわけですが、仮にこの非拘束式名簿式の比例代表制でやるのだとしても、例えば、まず政党名を投票させるんだ、政党名は書いてもらうんだ、これは必須なんだ、政党名を書いた上で、さらにその政党の名簿の中で自分はこの人がいい、これによって順位を決めていきたいというなら、それはそれで一つの考え方もしませんが、今度のようにどちらでもよろしいとなると、これは、今先生おっしゃるようなさまざまな問題点が出てきて収拾がつかなくなる。

参議院の方で私も指摘をいたしましたが、この法案を出しになるときに、参議院の調査室で試算をしたこの法案に係る予算措置、これがあるんです。これによりますと、公費助成で恐らく五十億円以上のものがかかるであろう。こういう資料をつけてこの法案を提出しているわけで、国民の税金のむだ遣いという点でも甚だしいものがあると思います。

○塩田委員 もう一つお伺いしたはずですが、各政党で候補者をどんどん立てるとい問題についてはいかがですか。

○江田参考人 これもそういうことが起きると思います。もちろん供託金の問題などありますから、それぞれの政党は自己責任でそういうことを、有権者の批判も覚悟しながらやられたらという話ですけども、しかし、普通考えれば、候補者が多ければ、たとえ一万、二万でもその政党の得票は多くなるわけですから、まことにもってわけのわからない、むちゃくちゃな選挙ということになるんじゃないかと思えます。

○塩田委員 ありがとうございます。野党第一の責任者として非常に重いお言葉をいただきました。ありがとうございます。

今、このことに関連いたしましてお伺いしたいと思います。加藤参考人は、諸外国の選挙制度につきましかかなり詳しく調べていらつしやるというふうにお聞きしております。

今、この非拘束式比例選挙の方式をとっておるのにはヨーロッパに多いわけですね。そして、衆議院と参議院、いずれかあるいは両方で非拘束式名簿の比例代表選挙をやっているのが、デンマーク、フィンランド、オーストリア、ベルギー、ノルウェー、オランダ、こういったところが代表的なところであると思います。ただ、その中で、参議院だけでこれをやっているというのは、ベルギーとノルウェーだけでございます。あとは一院制でございますから、参議院にはないということでございます。

その参議院の選挙の非拘束式比例代表選挙といまして、大選挙区だとか小選挙区に分けて

いるところもありますね。それから、順位を党内である程度決められるような形のものもあるように聞いておりますが、特に、ベルギー、ノルウェーにつきまして、その辺はどうなっておるのか、お聞きいたします。

○加藤参考人 ただいまの質問ですが、きょうの件につきましては、きのう急に言われまして、私もその辺が質問されるのではないかと思ひまして早速調べましたが、今の二院制の場合の上院に非拘束式という話についてちょっと調べておりません。ですが、私が知っている範囲でお答えいたしますと、ヨーロッパで名簿の順番をつけられないリスト方式、あとは、ついでにいるんだけれどもそれを修正できる、そういう方式をとっている国はあるんですけれども、大半の国は、実際に名簿を変えられる可能性を行使する有権者というのはほとんどない、非常に限られている。

それで、イタリアは変えましたけれども、以前は比例代表で変えられる余地を残していたんです。が、イタリアが比較的多くて、三割ぐらいがそれを行使するだけで、ほかの、今お話に出ましたベルギーその他ですが、名簿順を変えていいというふうには言われながら、実際にそれを行使する有権者はほとんどないというか、パーセントが非常に限られております。

これは、先ほど言いました政党と社会の関係が国によって違うからでして、イタリアは日本とやや似ていて、ほかに、ほかに非常に政党が社会に根をおろして、政党があらかじめ用意した順番のものが大体いいということでは有権者が投票するから、そうなるわけでありまして。

それで、先ほどから顔が見えるかどうかという話が出てきましたので、それと関連してお答えしますと、ドイツの例ですが、ドイツは二票制で、一票を小選挙区の候補者に、一票を比例代表というところで、これは普通の日本人の方はほとんど信じがたいことですが、ドイツでは投票用紙一枚に二カ所チェックすることで二票という

ふうになるわけですが、比例代表の名簿の各党の名前のあるすぐ隣に各党の候補者が印刷されているわけです。ですから、同じ党の候補者でいい方は、こちらでつけたところにこちらもつけるという形で、小選挙区の部分にも所属政党が明らかに意識されるような投票用紙です。

それで、この用紙でドイツ人はどう投票しているかですが、実際に変えている例はありますが、小選挙区でだれが立候補しているかということをはとんどの有権者は知らないまま投票所に行っています。ですから、何をしているかという、私はこちらはこの党に入れる、こちらはこちらの党に入れるということはしていませんけれども、この人だからこれに入れるとか、そういう投票はほとんどしていません。

ですから、外国の例をいろいろ、あの国はどうだ、この国はどうだというのは議論できますけれども、ポイントとして、どれだけ政党がその社会に根をおろしているか、そこをチェックしない議論しますと、日本に余り参考にならないんじゃないかと思えます。

ですから、先ほど私は、仮に今度の制度をドイツが導入したら、有権者はほとんど政党名を書くだけで、ごくわずかな方が個人名を書くだけのことでしよう。しかし、日本の場合でやったら、ほとんどが個人名になる。個人名でやるといことは、先ほどから出ています旧全国区とほとんど似たような形態になることだと思えます。

〔細田委員長代理退席、委員長着席〕

○塩田委員 最後の一問お願いします。今のお話は非常に参考になることだと思えます。ドイツの例で話されましたが、これは、日本の小選挙区制度の並立制でなしに、併用制という形だと思ふんですね。

日本の場合、衆議院選挙の状況を見ましても、政党ブロックと小選挙区と両方ありますね、今の衆議院選挙の場合、政党と政党所属の個人とが乖離している、違う例がたくさんあるわけですね。どのところでも同じ数になったところはないんで

すね。上回っているか、下回っているか。政党の方が多かったり、あるいは下回っている。これは必ず乖離していますね。

それを考えますと、何党のどれだれさんという個人名、これしか投票できない、それでない場合は政党名だというわけですね。それを後で合算するというわけですから、今度の法案は、今の状況からいって、A党のこの人は嫌だ、しかしA党に入りたいという人があるわけですね。その選択の余地がなくなっちゃうわけですね、今の方式だと。

これを立てる方式も考えられると思うのですね。今言われましたドイツの例もありますけれども、二票、あるいは一枚の紙に二つ書けばいいのですね。自分はこの党に投票する、そして、個人としては立候補したこの人だ。その人はA党でない、B党のこの人だ。これを書ければ、政党の選挙だというのが骨格だ、これはもう提案者は口をそろえて言われたわけですが、党の投票で大枠を決め、議席数を決める、そして、その党内における順序は投票で決めさせるということだ、二つ書くようにすればできないことはない。また、そういうことが日本の衆議院選挙の結果を見ても起こっているわけですね。

ですから、そういうやり方に変えれば、顔の見えということも立てられるし、政党本位の選択だ、選挙だということも立てられる、そしてまた日本の現在の状況に適応している、このように思うのですが、外国の例から見まして、そのような方式についていかがお考えですか。お伺いいたします。

○加藤参考人 ただいまのお話は、私の理解しますところによりますと、現在の改正案が政党名か個人名かどちらかを書けと言っているのに対して、あらかじめ政党名を書いた上で個人名を書けるという制度だと理解しますが、その場合は、比較的政治意識を醸成させることになりすから、現在の改正案よりは現行に近い制度になると思います。私は、基本的に、先ほどから申している情報コ

ストの観点から、リストの中で人を選ばせたり、これは嫌だとか、そういうことをやるのは、大半の有権者の実情からいってそぐわないというふうに思っていますので、改正案そのものよりはいいと思いますけれども、それ以上の評価はちょっとしたくありません。

これを言いますのは何かといいますと、政党だけを選ばせるといことは、一般の有権者がそう熱心に政治を見ていなくても、各党についてのイメージというのはあるものであります。ですから、ふだんのそういう蓄積されたイメージに基づいて選挙のとき投票して、それでそうおかしくない選択ができるということが拘束名簿式比例代表の一番のメリットだと思います。

ですから、そこで人を選ばせるということにしますと、やる人はごく一部はいるでしょうが、それ以外の大半の人が、どういう理由でそういうことをやるのかわからないというか、むしろ実際にやるのは、日本の場合ですと有名なタレントの方だとか、そういうような方が出てきやすいということでありませう。

それで、例えば、現在の制度でも、スポーツ出身の方が悪いとは申し上げませんが、現在そういう人を立てる政党でも、比率というものを考えながら名簿の中に入れていくのだと思うのですね。というのは何かといいますと、余りにも並べると、それじゃこの党は嫌だというふうにして離れていく人がいますから。あとは、先ほどからの女性との関係でも言えますが、拘束名簿式の場合ですと、女性と男性の比率がどうなっているかというのを気にする有権者にとっては、それはチェックポイントの一つなわけですね。

ですから、拘束名簿式の一つのメリットは、丸ごとの党を判断させる。それは有権者にとって、非常にシンプルですが、かなり合理的な選択ができるということでありまして、人を選べる、人の顔が見えるとかそういうことを強調したがる方が我が国にはどうしても多いようですけれども、私は、その議論に対して、本当に有権者がその気で

選ぼうでしたら可能性もあるかと思いますが、実際はそうではないと思います。

私自身の例を申し上げますが、東京で学生時代を過ごしておったころ、区議会議員選挙が何かあったときだと思いますが、何だかよく知らない人のポスターがたくさん張ってある。その中で投票してくれと言われるわけですが、仮に支持政党に近い候補者の中から選ばうと思っても、三人、四人ぐらいの中からだれがいいのか判断がつかないわけです。それで、私なんかでしたら、この政党を支持しているから四人いる、そうしたら適当にこの人でもいい、こういう投票であります。

私は、政治学を勉強していましたが、多少はほかの人よりは一生懸命選挙に関心を持ったつもりであります。選挙公報その他を見ても何と判断の材料がないわけです。ですから、判断の材料がないところでそういう高度な選択をさせるということとは、結果としてたまたま投票を誘発するということと問題があるということでありませう。

○塩田委員 まだまだお尋ねしたいことは多いのですけれども、時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○自見委員長 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。きょうはありがとうございました。

票を無効とする、そこまで及ぶ制度ではございません、こう述べているのですが、こういう種類の連座制についてどのようにお考えか。この二点、お願いします。

○志田参考人 個人名の得票を政党に読みかえることの問題点についてですけれども、日本の場合、先ほどは参考人の方が言われていましたように、個人名を投票用紙に書く、その個人の方に投票するのであって、その人の所属する政党に投票するという意識は有権者はほとんどないと思います。ですから、個人名の投票を政党に読みかえるということになりますと、結局は、その個人を当選させようと思つて投票した得票が、その個人の属している所属政党の得票になつてしまふということ、大変に問題なのではないかと思ひます。

こういうものが名簿式比例代表制と言えるのかどうかというところは、先ほど申し上げましたけれども、ほかの国の投票用紙を見ますと、日本みたいに個人名を書いたり政党名を自分で書くという投票様式は珍しいようですけれども、とにかく、各政党がきちつと上の欄にあって、A党に、一、二、三、四、B党にだれそれということで、きちつとリストがそれぞれの投票用紙にあるわけですね。その上で、政党に投票して、その順位を変えろということをしていくわけですから、いかにも個人名の得票を政党に読みかえるということでは、余り言いたくないですけれども、票をだまし取るような結果になるのではないかというふうに思ひます。

最初に、法律家として選挙制度の問題に取り組んでこられた志田参考人にお伺いをしたいと思ひます。

先ほど志田参考人は、個人名で投票させておいて、神出鬼没で政党が乗り出してくる、果たして名簿式比例代表制と今回のものが名乗れるかどうか、こういうふうにお話をいただきました。個人名の得票を政党の得票に読みかえる、このことの問題点について志田参考人の御意見を伺ひたいというのが一点です。

二点目は、連座制の問題ですが、発議者の一人が、連座制になつたとしても、当選人の当選を失わせる制度でございまして、当選を失った者の得

きちんと指定して有権者の意思を尊重しようというふうになっているわけですね。

ですから、非拘束名簿式というふうに呼ばれている与党の提案は非常におかしいというふうに思っています。

それから、連座制についてなんですけれども、これはまさに個人名で投票したのに得票は政党にということの矛盾があらわれているんだらうと思います。有権者の意思とは全く違ったところでありまして、結局個人に投票したのを政党にということとで擬制するものですから、個人名投票が政党名と最初から併存しているというふうには考えられ、連座制で個人が職を失っても政党の票は残るというふうな法律的な理屈になっているように思いますが、これは非常におかしい。そもそも個人名で投票しているのですから、有権者の意思に反するのではないかと思います。

もつと言いますと、法的な効果といえますか、効果的に言いますと、結局、個人だけの問題であれば、政党が、個人だけ当選しても政党の名譽にかかわるから余り金権選挙はやつてくれるなということになると思うんですけれども、政党の得票にもなるわけですから、政党の方では、そういうことをやつてくれるんじゃないかと、どんなやつてくれというところになりかねないのではないのでしょうか。そういう意味で、連座制の点もおかしいというふうに考えております。

以上です。

○児玉委員 江田参考人にお伺いしたいと思えます。参議院で野党会派結束して努力をなさった。先ほど下さったこのインターネットのものを拝見しておるんですが、十月十一日のところについてなんですが、「野党五会派の統一要求」という二段落のところ。参議院からおいでになった発議者の諸君は、繰り返し繰り返し野党に対して話し合いを呼びかけたのに一切拒否したということを書いてあります。ところが、この江田参考人のメモによりまして「二月二十五日まで九回行われた

各派協議会を再開し、そこで選挙制度改革の議論を続けよう、協議の間は委員会審議は凍結しよう」云々、こうなっています。

私は、非常にこれは道理になかった提案だったと思うんですが、こういう提案を出したになった経過と、それに対する与党の側の反応はどうであったのか、そのところをお聞かせいただきたいと思っています。

○江田参考人 私のホームページの抜粋を見ていただければおわかりのとおり、非常に緊迫したやりとりがずっとあったわけですね。私も、もちろん審議に加わらないこと自体が目的じゃないので、十分な審議をしたいことは当然の話でございます。そこで、野党の方から一体どういうふうにすれば審議にしっかりと加わることができるか、そういうことを考えて、野党からもひとつアクションを起こそう、提案をしようというので、十月の十一日こういう提案になりました。

野党五会派、ずっといろいろな話し合いをしながら、お互いにももちろん意見の違いは時々ありますが、その意見の違いを乗り越え乗り越えして共同の行動をとってきたわけですが、ここで言っているのは、各派協議会で二月二十五日に、来年の選挙制度については現行で、こういうことになつているので、あえてそのとおりでも動かないとは言わない、そうではなくて、その議論をもう一遍そこでやったらどうですか。そして、これは、もちろんそこで議論をやつて成果を得ることができればそれを実現するということになるわけですから、そういう二月二十五日の審議に反する今回の提案については、これを凍結して、そして協議会の意見がまとまるのを待とうじゃないかと。

ちなみに、これは一項目にこの二つのことが書いてあって、二項目めではそういうことが合意できればクエスチョンタイム、これもやりましょうというところまでちゃんと書いてあったわけでございます。与党の方は、これを半分のみながら半分拒否し

た。すなわち、この協議会で議論することはどうも頭からノーだと言わなければならない、しかし委員会の審議の方はそのまま続ける、こういうことです。

ですから、これは、与党の言っていることをそのままのみにしてしまおうと、現にもう出されていいるものはそのまま通つてしまおうという話になってしましますから、私どもは、この提案はこのままちゃんと了解をしていただかなければいけないということになって、与党のそういう逆提案ではだめだということになって、残念ながらこういう私どもの統一要求に従った打開というのはできなかった、こうなつた次第でございます。

○児玉委員 参考人の四人の方にそれぞれ、まだ私の質問時間は約十分ありますから大体お一人二、三分でお答えいただければいいんですが、きのうの朝日新聞に、今度の非拘束名簿式なるものについての世論調査の結果が出ております。

例えば、人気のあるタレント候補を立てると言われる、そのことについてどうかという質問に対しては、問題がある七六%、問題ない一五%。さつき永井さんからおす分けという女性らしい表現がありました。こういう一つのアンケートの結果が出ています。そして次に、来年夏には参議院選挙がある、非拘束名簿式は自民党に有利になると思いますが、有利になる四四%、そうは思わない二八%。そして、全体として非拘束名簿式を導入することについてどう思いますか、賛成九%、反対三八%、どちらでもない四五%。

この結果をごらんになってどのようにお感じになったか、恐縮ですが、永井先生から順にお答えいただければと思うのです。

○永井参考人 実は、今回の参考人の呼びかけが、実はきのう一日朝から出ておりました。夜、お通夜から帰られてからお呼びかけをいただきました。新聞を読んでおりません。申しわけございません。

ただ、今の御発言ですと、国民の今回の改正案に対して賛成が九%ということですね。それは、

国民は自民党が眠っていてくれればいいと思つていいるほど眠り込んでいいるわけではないということを示しているのだと思います。

これほど国会が機能を失い、政治家として示してほしいと国民が負託しているような仕事をきちんとしていない、まして国会が言論の府として機能していないということを日常的に見せつけられれば、国民も眠り込んでいいるわけにはいかないということは次第にわかつてくると思います。そのことを示している数字がこの改正案に賛成九%ということだろうと思います。

○志田参考人 私は、このアンケートの結果を見て、国民は非常に賢明なんだというふうに思いました。賛成は九%しかない。制度の内容がわかれれば反対、けれども選挙制度の問題というのは非常に難しいのでまだわからない。国民の中では、国会の審議の内容がまだ十分に知られていないということの結果のあらわれであろうと思えます。

そういう意味で、非常に国民は賢明なんだと思えます。審議を十分尽くされるようお願いいたします。

○加藤参考人 私は野党の推薦でここに立っているわけですが、何かこの答えについてはちょっと御期待と違うかもしれませんが、私が拝見した限りでは、この調査は、前文がかなり長い文章が続いていて、その後で聞いていますので、果たして調査された方がどの程度わかってきつと答えたものかどうか、やや疑問が残るものであります。そういう点をまず感じました。

もう一点は、わからないというものが多すぎかなと思つて読みましたら答えが多かったのですが、その解釈は非常に難しいと思います。ですから、全般に国民の方で、賛成、反対を決めているというよりは、まだわからないまま何か事態が進行しているというところの方が、調査のやり方によつては出てくるんじゃないかなというふう印象を持ちました。

○江田参考人 私もちよつと加藤先生と似たような印象を持ったのですが、今の段階でこの世論調査は大変難しかったらうな、それでもなお世論の動向を知るために質問を随分苦勞されているなということを感じました。

この質問で答えが多少誘導されているかもしれないなとは思いますが、それでも賛成九%、反対三八%、どちらでもない四五%というのは、やはりこれは世論の傾向をちゃんと示している、そのことははっきり言える。大変難しい世論調査ですが、国民は賢明だということはこれであらわれていると思っております。

○児玉委員 あと五分ありますので、せっかくだから、志田参考人に、先ほどのお話の中で補足的に二つのことを伺いたいのです。

一つは、女性の進出を可能にする比例代表選挙の長所を失わせる選挙制度だ、そのところについてもう少し御説明をいただきたいというのが一点でございます。

それからもう一点は、非拘束名簿式というが本来の非拘束名簿式とはほど遠い、そういうふうになつてしまいましたが、そのところがこの間の審議の中で一番かなめだったと私たちは思いますので、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○志田参考人 ほかの参考人も意見の中でおっしゃられていましたけれども、北欧諸国では、名簿式比例代表制のもとで、政党がそれぞれ積極的に議会に進出させるという政策を持って候補者名簿の上の方に女性をたくさん登載する。それで女性議員の比率をどんどん上げていって、三割、四割まで高めたという現在に至っているわけです。

そういう意味で、拘束名簿式の長所というのはあります、この長所を生かして、日本でも、特に参議院では比例代表の女性議員の占める比率は選挙区よりもずっと高いわけですから、そういった拘束名簿式の長所というのが日本でも現実にあつてはいるのだらうと思ひます。ところが、非拘束名簿式になりますと、その長所が失われるということになりかねないと思ひます。

ちなみに、女性議員比率は日本は大変低いわけでありまして、列国議会同盟の資料によりますと、衆議院の場合には百六十一カ国中百五十位ということで大変低くて、参議院での女性議員比率が一七・一%とかなり高いものですから、ようやくこれで面目を保っているというありさまであります。こういうときに拘束名簿式を非拘束名簿式に変える必要はないのかということふうに思ひます。

それから、与党三党の非拘束名簿式が名簿式比例代表制と言えないのではないのか、非拘束名簿式をとっているのかの国と比べても日本の姿はかなり異常なものであるということは、先ほど申し上げましたように、投票用紙を見ていただければ一目瞭然にわかることでもあります。必ず政党の枠の中に各候補者の名前が書いてあつて、政党を選んだ上でその候補者の順位を決めるというふうになつていくわけですから、個人名の投票を政党に読みかえるなどということは、非拘束名簿式比例代表制と呼ぶにはちよつと恥ずかしいというのか、非拘束名簿式比例代表制がかわいそうである、与党三党の提案というのはそういう提案なのではないかというふうに思ひます。

以上です。

○児玉委員 御多忙の中、四人の方においでいただいて、本当にありがとうございます。

私たちは、今の貴重な御意見をぜひ十二分に活用してこの後の審議を進めていきたい、そのように決意していることを述べて、私の御質問を終わります。ありがとうございます。

○自見委員長 今川正美君。

○今川委員 私は、社会民主党・市民連合の今村正美です。きょうは四人の参考人の皆さん、大変御苦勞さまであります。

私は、まず最初に永井参考人にお聞きしたいのですが、先ほどお話にありました、参考人の皆さん方をお呼びするの、実はきのうの与野党の話し合いの中では、きょう決めてあしたということでは参考人の皆さん方にも非常に失礼に

なるから、日程調整も含めてもつとじつくり参考人の聴取もやつたらどうかという私たち野党側の声もあつたのですが、このように急遽決まったといういきさつがございます。

そこで、自民党など与党の方は、この衆議院の特別委員会では、昨日まで二日間、六時間の審議で、きょうこの参考人の聴取が約二時間、そしてクエスチョンタイムを挟んで、その後四時から二時間半の審議ということになつていくわけですが、一部新聞や国会の内部のうわさによりますと、場合によってはきょうこの審議が終わり次第採決があるかもといううわさも飛び交つていくわけですね。

私が過去のことを調べてみますと、旧全国区から比例代表制に変えていくときの国会の審議は、中央公聴会、地方公聴会などを除いて国会内部の審議だけでも、少なくとも二十八時間を超えて与野党ともにじつくり審議をしたという経過があるようであります。それに比して今回の場合には、参議院であのような異常な事態でしたし、しかもこの衆議院でも、まだ現時点では十分な与野党の議論にはなつていないというふうに私は思ひます。

このような事態の中で、永井参考人、女性として長年市民運動をなさつてきて、私も地元では、非拘束とか拘束とかと言われてもよくわからないという声を随分聞くのですけれども、現時点で市民の側から見て、この非拘束名簿方式なるもの、あるいは今参議院の選挙制度をどのように変えようとしているのかという理解が果たしてどのくらいいつているのか、御意見があればそこら辺をちよつとお聞かせください。

○永井参考人 市民の立場から意見を申し上げます。

私も市民が、国会でどのような審議が行われているのかを知る最もポピュラーな手段はマスコミです。新聞及びテレビのニュースから情報を収集しております。よほど特殊な人はインターネットでアクセスしたりいたしますけれども、大多数

の国民は新聞やテレビを通じて情報を知ります。私も、ばたばたしておりまして、新聞を熟読しているとは言えませんが、今回の参議院の公選法改正については、十三日に強行採決をされる直前に、これは非常な問題であるというようなことがわずかにマスコミの中に盛られてきました。ただ、それについてどのような弊害が出てくるか、国民にとってどのような影響が生じるか、国民が一票を投じる権利はどのような保障を失うのか、そういうことが明らかになるような解説記事というふうなものについてはお目にかかることができなかったと思ひます。

十三日に強行採決された後に、こんな審議の仕方では、短時間の審議では、まして野党が欠席しているところでは法案の対立点が問題に見えてこない、国民にとって知る機会が非常に限定されるというような記事も見かけましたけれども、私は、野党が審議に参加しないのは一つの戦略としてあり得ると思ひます。まして、数の暴力が横行して、ルールというものが踏みにじられて、それになつてしまふような進行ですと、国民の側も何かマスコミの論調に影響されるというところがありますけれども、私は、きちんとした情報提供はマスコミの義務だと思ひますので、それがなかなか十分ではないということに、国民の立場から見ても非常に不自由を感じております。問題だ問題だと言われながら問題がよくわからない。それを十分に知らせてほしい、マスコミがそういう機能を十分果たしていただきたいと常々思っております。

○今川委員 二つ目の質問であります。これは永井参考人と志田参考人に。きょうはまたまだしようけれども、四人の参考人の皆さん、男性二人、女性二人とバランスよく来ていただきました。

これは先ほど永井参考人の方から御意見があつたわけですが、私どもも、今月十三日付で、参議院選挙にかかわる公職選挙法改正案の撤回を求める要望書というのを、北京JAC代表世話人、山

下泰子さんの名前でペーパーをいただいておりますが、実は、昨日のこの特別委員会での審議の中でも、我が社民党の方から、女性の政治参画にかかわって、今度変えようとしている選挙制度は非常に問題があるのではないかとという質問をいたしましたわけであります。

永井参考人と志田参考人にお聞きしたいわけですが、昨日、この我が党の質問に対して、与党の答弁の中に、社民党は今、衆参国議員合わせて、ちょうど男性半分、女性半分という状況にあります、それは非常に好ましいことだと思っております。社民党は女性が多いんだから、来年の参議院選挙でも非拘束名簿方式のもので女性を多く出せばいいじゃないかという随分乱暴な答弁があったのです。

いま一度お聞きしておきたいのですけれども、今度、非拘束名簿方式に変えられることによって、今永井参考人が御意見でおっしゃったような、女性の政治参画を果たして促すものであるのか、それとも阻害するものであるのか、永井参考人、志田参考人、それぞれ御意見を伺いたいと思います。

○永井参考人 今回の改正案は、個人名を書かせることによって、政党が名簿の中の順位に対して政策的な判断を示さないというあいまいさを残しています。

比例制が残ることによって、政党が女性の政治参画についてどういう見解を持っているのか、あるいは女性が参加することによってどういう社会を目指すとしているのか、それから、女性が政治参画することが、単に女の顔をしている議員を国会議事堂の中に入やすということとどまらず、女性政策判断の場に立つことによってどのような政策展開ができるかということに対して政党としてどのような判断を示すか、そういうことまで読み取ることができるわけではあります。

比例名簿ですと、ポジティブアクション、いわゆる国会で採択された男女共同参画基本法、あるいは先ほど申し上げました女性のあらゆる差別を

禁止する条約、すべての男女共同参画社会をつくるための政策判断をどのように考えるかということに、ポジティブアクションというのは、きちんと政策判断をするときに重視して判断するということが国会の議論の中でも明らかになっています。比例名簿の方がずっとポジティブアクションを政党としてとりやすい。今回のような改正案になりますと、政党のポジティブアクションをとるという動機を非常に薄めることになって、結果として女性の政治参画への道は遠ざかるだろうということになります。

○志田参考人 私も同じ意見でありまして、そういう意味でいうと、半分とは言いませんので、三割か四割ぐらい各政党が女性の候補を拘束名簿で入れることがずっと続くような状態にぜひなってもらいたいというふうに思っております。

それから、非拘束名簿に変わると女性が不利なのではないかということなんですけれども、タレント候補で女性の方が出るということはあると思うのですが、例えば業界だとかいわゆる圧力団体を背中に持っている有力な女性というのはいくらもありません、そういう意味で、非拘束名簿は女性に不利なのではないかと考えております。

以上です。

○今川委員 三番目に、江田参考人にお伺いをしたいのです。

先ほど江田参考人の方から、参議院でのあの出来事は、国政史上かつて見ない非常に重大な汚点を残す問題であるという趣旨のことが述べられました。実は、衆議院におけるこの特別委員会の審議の中でも、自民党など各党の答弁の中に、あるいは与党の議員さんの中に、これは参議院における選挙制度の問題であるし、しかも参議院で採決をした案件であるから衆議院では爾々とという表現は使っていますけれども、そこそこ審議をして性急に結論を出したいというふうな声が聞こえてくるわけでありまして、この二院制のもとで、参議院で決めたなら衆議院ではそこそこというふうな与党側の考え方にに対して、江田参考人の

お考えを聞かせてください。

○江田参考人 私ども、参議院の方があいう審議の形になってしまったことは、与党、野党を問わず、参議院として大いに反省をしなければならぬと思っております。しかし、参議院の選挙制度だから衆議院は関係ない、逆に、衆議院の選挙制度なら参議院は関係ない、それはそういうものではない。やはり、二院制というものをとって、一方が行き過ぎがあった、おかしいことになった、そのときにもう一つの院がしっかりと役割を果たす。それができなかったら二院制というものは意味がないわけですね。

以前、衆議院に小選挙区制、比例代表制を導入するときに、参議院は随分、私も知らずと大変な事態ではありましたが、しかし役割を十分に果たされました。私も、細川内閣の閣僚の一人として、本当に参議院の大変な力をまざまざと見せつけられました。今回、参議院、私はこれは本当に代議制機関としての役目を果たし損なっていると思います。ひとつ衆議院の方でこれはしっかりと議論をしていただきたい。そして、願わくは参議院の方にまた戻していただくというふうな、そういうことだとしてあるわけですから、ぜひ二院制の妙味をここで生かしていただきたいとつくづく思います。

参議院の方の提案者が、参議院の与党第一党、自民党の国対委員長がその役に当たられて、衆議院にまで来て、みずからそれ行けどんどんということをやられるというのは、私は大変遺憾に思っています。

○今川委員 もう時間があと五分ほどしかございませんが、実は、社民党はもとより、この特別委員会において、野党四党は結束をして、今おっしゃったようにできるだけ慎重に十分時間をかけて審議をしたい。

特に、他の法案と違いまして、これは選挙制度にかかわる法案であり、私たち政治家や政党は、国民の皆さんから、有権者の皆さんから判断をいただく、そういう立場にございますので、私ども

は、この委員会の中でも、政治家、与野党の議論だけではなくて、公聴会なども開きながら、広く国民各界各層の皆さんのいろいろな御意見を十分拝聴した上で結論を下すべきではないかというふうに思っております。

そういった意味では、社民党だけでなく他の野党からも、公聴会を開いてほしい、あるいは例の久世問題やKSD疑惑にかかわる証人喚問なども行なってほしい、こういう意見もあるわけなんです。

こうした、ここだけの審議ではなくて、公聴会なども開いてほしいという野党の意見があるわけですが、四人の参考人の皆さん方に、一分ちよつとしか時間が無いと思いますが、今後の審議の中に生かしていただきたいと思っておりますので、簡単に御意見を下さい。

○江田参考人 ぜひそういうことをお願いしたいと思っております。

○加藤参考人 私も、今回のことにつきまして、国民に問題が何なのかということがわからないうちに事態が進行していると思っております。もう少し時間をかけてやっていただきたいと思っております。

○志田参考人 同様でございますが、最高裁の裁判官の反対意見の中に、国権の最高機関としての権威というのは、選挙制度が国民にとって平等であり公平であるというところから由来していると。ですから、選挙制度の平等と公正というのは守らなさいけないということを言っておりますが、そういう意味で、本当にもうちょっと十分に時間をかけて、公聴会もやって、審議していただきたいというふうに思います。全国民の代表なのです。

○永井参考人 先ほど申し上げましたけれども、選挙制度というのは、国民が一票行使するときにいかにきちんと機能するかということが前提になるべきで、党利党略が動機であつてはならないわけですね。国会は、本来ならば自分たちの身にかかわることですから、公聴会はおろか、

もっと広く国民が参加できるような仕組みで選挙制度を大々的に議論し直していただきたい。これほど政治・政党不信がきわまって政党離れが進んでいる段階で、小手先の訂正や改正で国民の政治に対する信頼は戻ることはないと思います。

ぜひ、公聴会、拡大公聴会から、常設の調査会などを設置して選挙制度のあり方について広く議論を興すというようなことも御検討いただきたいと思ひます。

○今川委員 最後に、これは自見委員長にたつてのお願いであるわけですが、今四人の参考人の皆さん方から、できるだけ時間をかけて多くの国民の皆さん方から意見を聞きながら審議をし、結論を得てほしいという御意見がありましたので、そういう皆さん方の意見をぜひ尊重していただきまして、きょうに限らず明日以降も、与野党ともに慎重にかつ中身のある審議を続けていただきますように、自見委員長のすぐれた識見のもとでそういうお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。私の質疑を終わります。

○自見委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日午後四時より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後三時十五分休憩

午後四時一分開議

○自見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として自治

省選挙部長片木淳君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

○自見委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 公明党の遠藤和良でございます。

この委員会も月曜日から連日審議をさせていただいておまして、提案者の皆さんは連日御苦労さんでございます。また、委員の皆さんも大変御苦労さんです。

この三日間でもかなり論点が浮き上がってきたように私は思います。したがって、きょうは論点を整理しながら、それについて私は質問をさせていただきますかと思つております。

そもそも選挙制度というのは国民の側に立つ選挙制度でなければいけない、私はこのように思つておられます。提案者も、選挙制度にベクトルはないけれどもベクトルを目指して努力をする、そういうふうなことをおっしゃつておられるわけですが、その視点としては、有権者の側に目を向けた制度の方に選挙制度を改善していくというのが大変大事な視点だと思つておられます。

そういう角度から見ると、今回の選挙制度、いわゆる非拘束名簿式を導入する最大の点は何かというところ、これは当選者の順位を国民に直接つけていただくという制度でございます。今までの拘束名簿式というのは、国民の皆さんには政党名を記入していただくけれども当選の順番は政党がつけてまふということでございます。これを国民の目にさらに近づけていく、国民の皆さんに直接当選の順番を決めていただく、こういうことでございすから、この一点だけ見ても、今度の選挙制度の改革案が国民の側に近づいた、選ばれる側の論理ではなくて選ぶ側の論理を優先した選挙制

度になつていく、このように理解をするわけでございますけれども、提案者の皆さんの認識はいかがでしょうか。

○魚住(裕)参議院議員 お答え申し上げます。先生おっしゃるとおりでございます。民主政治は国民の意思を政治の場に反映させるということでございます。選ぶ側として有権者の側に立つて制度立案はなされるべきものだというふうに考へております。

拘束名簿式の比例代表制の場合に、かつてから、顔が見えないとかあるいは順位決定がわからないというようなことが指摘されてきたところでございますが、要するに、政党で決めた順位というものを有権者に押しつけるというような形になつていたわけでございます。今回、選ぶ側に順位をつけていただくという形でございまして、あくまでも有権者の側に立つ改正であるというふうに考へておられます。

国民の側からしてみれば、やはり候補者を選びたい、あるいは党も人も選べるようなものにしていただきたいというのが有権者の意思ではないかというふうに私も考へまして、今回のような改正案を提案した次第でございます。

○遠藤(和)委員 確かに、非拘束名簿比例代表制度というものを導入している国は幾つかあるわけでございますが、具体的にどのような形で国民が投票し、どのような形で当選者が決まるのかというその中身については、この委員会でも必ずしも明確にそれが知られておりません。したがつて、ヨーロッパ各国で行つておられる中の代表の例で結構でございますから、具体的に、どんな形で国民の皆さんには投票していただく、どんな形で当選者が決まるのか、その仕組みについて少し教えていただきたいと思います。

○須藤(良)参議院議員 非拘束名簿式比例代表制を採用している主な国は、既に昨日も申し上げましたけれども、オランダ、ベルギー、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、オーストリア等でございます。

これらの国はいろいろな形でありまして、きょうはベルギーの件について申し上げましたけれども、これは、個人名または政党名による投票は今回の我が案と同じ、そして、届け出名簿による政党が順位をつける、これは違うわけでありす。それから、各党の個人名投票と政党名投票を合算して各党の当選人の数を決定する、これは今回の法案と同じであります。

当選人の各党による決定でありますけれども、これは、一定の基数以上の個人票を得た候補者は当選する。一定の基数というのは、これはいろいろ計算がありまして、その政党の得票総数を政党の当選人の数にプラス一をやつて割る。これは絶対対にその政党で当選人の数の枠に入る数であります。今度は、一定の基数に達しない候補者には、政党が順位を付した順に従ひまして、政党名票がその一定の基数に達するまでいわゆる移譲をさせて、これを当選にする。なお数がある場合には個人名投票、これはとつた票の順に当選人を決定する、こういう方法であります。

その他、オランダとかフィンランド、いろいろありますけれども、全く同じものはない、こういう状況でございます。

○遠藤(和)委員 その中で、日本の国が今導入しようとする非拘束名簿比例代表制というのが各国の非拘束名簿比例代表制と比べてどのような利点があるのかというところを考へますときに、私も平成九年の七月二十三日から八月三日まで、この委員会でも欧州の選挙制度の調査に行つたことがありす。この委員会の中でもいろいろ、この際調査に行けという話があつたのですが、もう既に行つております。そのときの团长は、きょうも出席されておりますが、中馬弘毅先生が团长で行つてまいりました。

各国とも、死票をゼロにする比例代表制で、かつ顔が見える選挙制度にするにはどうすればいいかと大変な工夫をしているわけですね。

例えば、あれはベルギーだったと思ひますけれども、ベルギーの投票用紙を見ると政党別に全部

日本の国の非拘束名簿比例代表制は、あくまで投票は単記無記名で、個人名を書く、あるいは政党名投票でもよい、このように単純化されておりまして、有権者にとつてみると大変わかりやすい制度だ、このように理解をするわけです。それからもう一点は、やはり当選の順番を国民が決められるという意味で、有権者の側に立った制度だ。

それからもう一点の利点というのは、単純な拘束名簿比例代表制だと、候補者に余り意欲がわかないんですね。一番とか二番になっちゃったら、もう当選したようなものですから、余り一生懸命やらない。随分遅い番号だと、見込みがないから、かえつてふて寝しちゃう、当落線上の人だけ一生懸命やっているというふうな話になるんですけども、非拘束でございますから、国民に直接順番をつけてもらう。こういう意味で、候補者自身も意欲がわく。

こういうふうなことから考えると、欧米各国の
 非拘束名簿制度と比較しても、今回導入しようとする日本の制度が、簡便でかつそうした非拘束名簿比例代表制の長所を生かしている、このように私は認識するのですけれども、いかがでしょうか。
 ○片山参議院議員　遠藤委員言われましたように、ベルギーの方式もかなり考えた制度であると思いますが、私には思いません。ただ、いかにも複雑でわかりにくいですね。ベルギーには名探偵ボアロなんでしょうのがあるから、頭の体操みたいなことは好きなんですけれども。

やはり今、遠藤委員御指摘のように、我が国の今回の制度がよその国の制度に比べて大変簡素で

そういう意味では、今回の方が候補者も有権者に直接働きかけるといふ利点があると思いますので、私は、この種の制度の中では日本の制度は大変いい制度だ、こういうふうに思っております。

○遠藤和委員 この委員会でも票の横流しじゃないかという議論がたびたびあったんですけれども、個人名投票で投票してもらって、それを政党名投票にカウントするわけですから、今もお話があつたけれども、横流しとかおすそ分けとかいう議論は、そもそも比例代表制度というのがわかつていない人の議論だ、こう思いますが、どうでしょう。

○片山参議院議員　まさに委員言われるとおりでございまして、何度も申し上げますけれども、選挙制度には多数代表制と比例代表制がありまして、多数代表制は政権交代等でそれなりのメリツツトがありますが、選挙民の意向を鏡のように映すのは比例代表制でありまして、比例代表制の場合には、得票がそのまま当選人に結びつく、しかも死票がない。

ただ、何度も申し上げておりますが、その比例代表制の中に拘束名簿式と非拘束名簿式がある。そこで、これは比例代表の中の非拘束名簿というやり方でございます、何度も申し上げますが、それはまず党を選ぶ。候補者の名簿を出された政党をまず一義的には選んで、その中で自分たちはだれを上位で当選させたいかということで、その次に候補者を選ぶ、こういう二通りの選び方ができるわけであります。

○遠藤和委員 私が実際見てきました例ですけれども、オランダの下院議員、これは順位をつけた非拘束名簿方式ですね。通常は名簿一位の人はその党の党首がなるのですけれども、選挙をするとき、大体その政党の得票総数の九〇%をその一位の党首がとるのですよ。そして、大体十人分あるいは二十人分の当選を確定するわけです。

したがって、この場合にどういう仕組みになっているかというと、非拘束名簿で順位があるということとは結局当選基数を設けている人ということなんですけれども、一番、二番、三番、四番のうちに全部一番の党首の票が行く、移譲されていくわけですね。そして、当選基数に達した人は全員当選、それで十人二十人当選する。これが普通の非拘束名簿比例代表制でして、党首たるものは十人分、二十人分の票を稼がなければ党首じゃないのですね。この場合に横流しなどという議論は全くありません。これは当然のことです。

それから、フィンランドですけれども、これは一院制でございますから、一院制の中でやっていますので、当選順位は決めています。日本と同じです。また、当選基数も決めています。ですから、個人名投票ですけれども、個人名投票の総数をもって、その政党の得票数にカウントする。そして、それによって政党の当選人数が決まるわけです。その人数が決まったら、その後個人名投票の上から順番に当選していくわけです。全く日本と同じような仕組みなんですけれども、これは当選基数がないから、横流しもないのですね。

○保坂参議院議員　遠藤先生の外国の実例をよく御研究いただいたお話は参考になりました。

お話のとおり、フィンランドの例など見ましても、何うところによりますと、ポイントゲッターたる、非常に政治力の評価につながっている、そういう得票の多い人は、投票のくま手と言われているのでございまして、非常に制度として安定されているわけでございます。

そういう点で、お話のとおり、横流しという言葉も、野党の皆様方は随時使われておりますけれども、根本的に比例代表制とそれからいわゆる多党代表制を誤解されていることでございまして、特に、御説のとおり、もし仮に横流しなんて言われますと、これはもうはつきり言えば、横流しということは違法性、いわゆるイリーガルルール、そういうような言葉につながるわけでございますから、国民に誤解を与える、こういうことで、合算とかあるいは移譲という言葉で表現されるべきでありまして、全く合法であることは、先生の御説のとおりでございます。

○遠藤和委員 本当に比例代表制というものは死票をゼロにする制度なんです。しかも、日本の国は日本全国でやっているわけですから、最も死票が少ない制度だと私は思うのです。そういうことを考えると、票の横流しなんという議論はどうして出てくるのかな、こういうふうに思います。

もつと比例代表制というものをしつかり勉強してもらいたい、こう思いますが、どうですか。

○保坂参議院議員 全く御説のとおりでございます。諸外国にも個人名で投票して比例代表制という投票制度がございます。これは合法で、ちゃんと定着しておりまして、横流しなどという言葉が随所で使われている例は全くございません。

死票がゼロになる、このこともメリツトの大きい

な意味合いでございます。

それから、御参考までに、申し上げるまでもございませぬが、現在の比例代表制そのものも、特定の第一位に挙がつている人に投票をしたいという気持ちで政党に入れて、その票が大いに生きて、下位の人を当選に繰り上げてくる、こういう効果があることは御説のとおりである。それから、小さな政党でございまして、トップランナーを一人持つてきて、その人がうんと票をとって、二人、三人という人を当選に至らしめるというふうなメリットもあるわけございまして、非常にいい制度だと思っております。

○遠藤(和)委員 それから、個人名投票で投票していただいた方が連座制で当選無効になった。本人は当然当選無効ですけれども、それに投じた得票、これも無効ではないのかという議論がありました。これに対して、候補者は当選無効だけれども得票そのものは有効であるという根拠をもう少し明快に答弁してもらいたい。

○魚住(裕)参議院議員 お答え申し上げます。現行の連座制は、候補者の一定の関係人が選挙犯罪を犯してしまった場合に、その当選人のペナルティーとして当選人の当選を無効とさせる、あるいは立候補を制限する、禁止するという制度でございまして、当選を失った者の得票というものを無効とする、こういう制度ではないわけでございます。これは衆議院、参議院両方とも同じ制度になっているところでございます。

そして、今回、非拘束式名簿の比例代表制におきまして個人に投票した票はどのように考えられるかといいますと、第一義的には政党への投票というふうな観念されるわけございまして、この連座制の効果というものを政党の得票数まで及ぼすということになりますと、結局、有権者が、投票者がこの政党にという、その意思さえも無視する形になるわけございまして、このような形はとらなかつた次第でございます。

○遠藤(和)委員 要するに、二つ理由があるということですね。一つは、連座制で当選者を当選

無効にするという理由はペナルティーだ、もう一つは、今度の選挙は比例代表選挙だから、個人名投票にしても、これは政党名投票とみなしているんだから、それを無効にすることはできない、こういう話でしょう。

○片山参議院議員 今、遠藤委員が言われたとおりなんです。比例代表非拘束名簿の投票というのは、まず第一に政党を選ぶ、第二に、自分のいと思う候補者を上位に当選させる制度なんです。

そこで、その上位に当選させる候補者が選挙犯罪を起こして無効になる。だから、その人はそこから排除されます。しかし、第一義の政党を選んだところは生きるわけでありまして、これを無効にする必要はないんです。まず政党を選んで、二番目に選ぶのが、その政党の名簿の中で自分の好ましいと思う人を上位に当選させたい。ところが、その人は連座制でアウトになる。だから、そこはアウトです。しかし、政党を選んだというところは残りますから、この票を無効にする必要は全くありません。

○遠藤(和)委員 かなり明確な答弁になったと思います。

それから、これは自治省に聞きたいんですけども、実際に新しい選挙制度で投票が行われると、開票時間に従来よりも若干時間を要するのではないかと、開票に際して、翌日開票になったり、最終的にはその投票日の翌日の夕方ごろになるのか、その辺の見通しを教えてください。そして、最後の議席を決めるのはなかなか難しいんですね。それがいつ決まるのか、その辺の見通しを今の段階でどのように考えているのか。

○片木政府参考人 今回の非拘束式名簿比例代表制におきましては、お話をいたしましたとおり、政党への投票のほか、名簿登載者個人への投票が認められることになっておりまして、旧全国区の開票同様、候補者別の分類、案分票の計算に時間を要

することが想定されるところでございます。

具体的な開票所要時間については、個々の開票所における有権者数、事務従事者数、機器類の導入状況等によって大きく異なりますけれども、旧全国区の事例などを参考にしながら、現在、検討を進めておるところでございます。

即日、翌日開票の見通しについてのお尋ね、あるいは最後の当選者を決めるのが大変難しいといった点の御指摘がございましたが、自治省といったしましては、今後、開票手順をどうするかさらに具体的に詰めてまいりますとともに、全国の市町村選挙の実務の事態も勘案しつつ十分に調査をいたしまして、あるいは開票等の方法について十分工夫することを進める中で、そこら辺をどのように最終的に判断するか決めてまいりたいというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 提案者に伺いたいんですけれども、私は、この際電子投票を導入すべきだと思っております。

やはり普通、非拘束名簿比例代表制を導入している国は、電子投票制度をとっているところが多いです。先ほどお話ししましたベルギーも、一番最初、こんなでかい、新聞紙みたいな投票用紙だったんですけども、それを電子投票にする。ことによって、自分の入れたい政党の名前をチョイスするとそこから名簿が出てきて、入りたい候補者をオンするともうそれで終わり、こういうふうな仕組みになっているわけですね。

ですから、投票所に掲示してある各党候補者一覧というものが全部画面に出てきて、それぞれの候補者がどんな政見を持っているか、どういふふうな政策を持っているかということも皆例示されるわけですね。それを押さえるとそのまま投票というところございまして、しかも、開票時間はゼロですから、即座にできる。

こういうことですから、私は、非拘束名簿比例代表制を導入するというのが、電子投票を採用する大きなきっかけになるのではないかな、こう思います。政府もIT戦略をしているわけですから

ども、国民に一番身近な投票ということをきっちりという形でされることによって、すごくはっきりするし、野党の皆さんは、個人名投票で政党名投票じゃないじゃないかという話ですが、電子投票制にすれば、最初に政党をチョイスするわけですから、それから、最初に政党をチョイスするわけですから、非常に非拘束名簿比例代表制という趣旨に合った投票になると思うわけございまして、その辺も今後は検討していただいて提案をされるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○魚住(裕)参議院議員 私も全く同様な意見を持っております。株主総会においてもそろそろ電子投票というふうな考えも出てきておりますし、そこらも十分に検討に値すると思うふうに考えております。

ただ、今先生がおっしゃったような、投票所に行つて電子投票をするというのと、最終的には各個人が家庭でパソコンでぴつとやるというふうな形になつていくんだろうな、いろいろな段階があるのかと思ひますが、本人の確認をどうやってやるのか、あるいはセキュリティは大丈夫か等を含めて、さらに、平成七年に、衆議院の方で記号式を自書式に戻されたという経緯もございまして、各党各会派でしっかりと議論をさせていただきます、このように思う次第であります。

○遠藤(和)委員 それからもう一点、この際、検討をしていただきたいことは、インターネットの解禁です。

全国で個人名投票でお願いするわけですから、これは活動の分野が大変広くなります。そして、個人の政策、考え方、そういうものも有権者にPRしなければなりません。かつ、これは在外投票制度ができることになっているわけですから、世界じゅうの人に個人名投票をお願いするという形になるわけですから、運動量は従来の紙とかポスターとかそういうものでは大変難しくなるのではないかな、こう思います。そうすると、候補者が自分のホームページを持つて、そこで自分の政策を発表する、こういうことは大変有効な選挙の

手段になると思うんですね。

これは、現行法制の中では、まだ文書図画という形でございますから、政治活動としてはできるけれども選挙活動はできない、選挙期間中はホームページの更新はできない、こういう仕組みになっているんですが、積極的にホームページを政治活動にも選挙活動にも使える工夫があるのではないかと。これはEメールで相手に送りつけるわけではなくて、見ていただくわけですから、そういう仕切りをすればそれを解決することはそんなに難しい話ではないのではないかなと思います。この際提案者に、そういう考え方があられるかなにか、お聞きしたいと思っています。

○魚住(裕)参議院議員 先般もお答え申し上げましたけれども、まさに今遠藤先生がおっしゃったようなそういう諸要素を考えると、かつ今資源が大切だ、こういうことを考えても、おっしゃるとおり、選挙運動にもインターネットが活用できるように、ホームページが活用できるようにしていくべきだろうというふうに考えております。

参議院でも議論になったんですが、少なくとも例えば選挙公報、中央選挙管がやります分厚いのが来ます、これは全国に配らなきゃいけない、大変な紙を使うしお金も使う、それだけでもできないか、在外投票も含めてインターネットで、ホームページでやった方がいいんじゃないかという御提案案がありました。今御紹介いただきました、ホームページは文書図画に当たるという解釈の問題もございまして、各党各会派でしっかりとその辺も前向きに議論しなきゃいけない時代になっているというふうに考える次第です。

○遠藤(和)委員 自治省選挙部長にも聞いておきますが、一つは、電子投票制度について自治省の部内でのような検討が進んでいるのか。それから、今のインターネットの解禁の問題ですけれども、解禁するかどうかというのが心配なのか、こういう点をクリアできればできるのじゃないかと認識をしているのか、その辺の具体的な検討状況、今の段階でどういうふうに考えているのか教えてください。

ださい。

○自見委員長 手短に御答弁をお願いします。

○片木政府参考人 一点は、自治省における電子機器利用の研究の関係でございます。研究会を設置いたしまして、ことし八月に中間報告書を取りまとめたところでございます。今後は、技術的な側面や経費的な観点等からの検討も必要でありまして、引き続き、選挙システムに電子機器を導入するに当たって解決すべき課題をより明確にしていこうということで、政治的な判断をお願いしたいというふうに、材料を提供したいというふうに考えております。

また、インターネットを活用する選挙運動を認めるか否かにつきましては、いろいろと御議論がございまして。先ほど御答弁ありましたとおり、現行法の解釈といたしましては禁止されておるということでございまして、立法論といたしましては、今後各党各会派において議論をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○遠藤(和)委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○自見委員長 手塚仁雄君。

○手塚委員 民主党の手塚仁雄であります。よろしくお願いいたします。

非拘束名簿の導入という提案がございまして、三日間、さまざまな審議が行われてまいりました。ある意味で問題の論点というものは明らかになったというふうに思います。

選挙制度というのは党利党略であってはいけなことはもちろんであります。要は、いかに国民の皆様にのっとっていいものであろうかという観点を議論されていかなければならないというふうなところからいいます。きょうも、先ほど参考人の方からいろいろなお話があったので、提案者の方々はいらっしやいませんか。その中の話を一つ、私も参考になったので披露させていただきますと、東洋大学の加藤先生が、選挙制度

というのは量的な側面、これは選択肢がいかに絞られているか、そして質的な側面、これは選択肢がいかに整理されているか、選択肢が絞られていて整理されている制度ほどわかりやすくていい制度だというふうなお話もあつて、大変参考になったわけでありまして。

そういった中で今回の議論をさせていただいておりました、提案者の方から、今回の制度は、選挙制度にベストというものはないけれども、よりベターなものを提案したんだというお話がございました。

もう論点ははっきりしていると思いますが、どうしてベストと言えずにベターという言い方をされているのか。恐らくは、この間の議論の中でも、少しこの部分は欠点があるんじゃないか、こんなふうには感じられているところがあるんじゃないか、こんなふうには思っているところがあるんじゃないか、ベターであるという部分で御答弁いただければと思います。

○片山参議院議員 私は、選挙制度にベストはないと言いましたのは、本当は、選挙制度というのは議会制民主主義の土俵づくりですから、関係者全部が結構です、この制度はよろしゅうございましてというのがベストだと思っております。しかし、それはそれぞれのお立場や考えがあつてなかなか全会一致、万人が賛成するというのはできないんですね。

我々各党はこの制度がベストだと思っておりますけれども、一昨日来、大変この委員会でも御議論いただいておりますので、皆さんにおいては、こういう御指摘があるの、欠点もあるんじゃないか、こういう御指摘があるの、そこは私の方がやや謙遜しましてベターと申し上げたので、私は、比例代表と多数代表では、比例代表の方が、少なくとも全国単位の場合にはこっちの方がいいと思います。拘束と非拘束の中では、拘束よりは私は非拘束の方がいいと思う。

少なくとも我々はベストの制度を目指したわけでありまして、残念ながら野党の委員の皆

さん方の必ずしも御賛同を得ていないように感じますので、わかりませんけれども、そういう意味ではベターだ、こう申し上げた次第であります。

○手塚委員 ベターだということでありまけれども、この間の議論の中で、先ほど来、移譲だとか合算だとか、我々は明確にこれは横流しだと思っておりますが、先ほどの参考人からのお話の中ではおす分けという言葉も出ておりました。何はともあれ、極論すれば百万、二百万とった人が一票もとれない人を連れて国会議員になる、この制度がやはり問題だと思っております。

そういった意味で、例えば私ども衆議院の方は小選挙区比例代表制を導入されて二回選挙をやりまして。私も一回、最初の小選挙区制で落選をして、今回の二回目の小選挙区制で当選させていただきましたが、要は、小選挙区に立候補して、同時に我が党の場合は比例代表の方にも立候補する、重複立候補です。ただ、小選挙区で落選された方が比例区で、いわゆる世間一般で言われている復活当選をしますと、敗者復活のよう一度負けた方がまた上がってきた、こんなことをやめられるわけでありまして。

ただ、あくまでもこの比例代表の方は、小選挙区制の最大の欠点である死票を生んでしまう部分をカバーするという利点も明確にあるわけですが、ただ、世間では、この選挙制度が議論されるときに、小選挙区で負けた方が、自分のところの地域で負けた方がブロックで、比例で上がってくる、どうしても復活当選で、金パッジ、銀パッジ、銅パッジみたいな話もありましたけれども、そんな言い方をされて、国民はもういうふうに理解してしまう部分があると思っております。

間違いないこの制度も、一度や二度や三度や四度という評価になるかわかりませんが、明確に、国民の皆様方は、あの人が何百万票とった人に連れられて当選してきたんだ、そんなふうには思われませんか。そういった意味では、この横流しの問題は、私は深刻だというふうに思います。

そこで、この間、私どもの玄葉委員からも質問させていただきましたが、いわゆる記号式、チェックシートみたいなものにまず政党名をチェックしていただいて、その中で、その政党以下最大四十八人まで並んでいる各党の方を、いい方をチェックしていただく、そしてその政党名の合算をして当選者を決めていくという方法をとれば、この横流し、移譲でも合算でもいいですが、それを避けることができるというふうに思うのですが、この点いかがでしょうか。

○月原参議院議員 記号式投票のことについては玄葉先生からも昨日御指摘があったところありますが、我が国は御承知のように自書式が定着しているわけでありまして。そして、過去の法改正においても一時記号式というものがあつたのでありますが、議員立法によってこれを自書式に切りかえたということはもう委員御承知のとおりだと思います。

さて、投票用紙が非常に大きくなるということ、昨日私は申し上げました。ベルギーの例を挙げますと、これがベルギーの例ですね。こういうふうな、これは全く同じ大きさだそうであります。こういうことで、これを消していくわけですね。埋めていくわけですね。非常に大きなものになるわけですね。

そしてそのときに、私が申し上げましたように、この順番というのが非常に大切なですね。最高裁判所の裁判官のお話を昨日も申し上げましたが、前の方と後ろの方に非常に注目が集まるわけですね、確たる意図を持たなくて投票所に臨んだ方々は、そうすると、この順番をどうするのだという問題もさらにあるわけでありまして。

それからまた、先ほど申ししたことに関係するのですが、日本は自書式に非常になれておりますし、それから党ということとちゃんと候補者の名前を掲示されているわけですから、そう混乱は起こらない。このように思つて我々は記号式をとらなかつたということでありまして。

○手塚委員 自書式にこだわられるわけでありま

すが、世界で自書式をやっている国はもう日本とフィリピンだけだそうでありまして。これは三年前の新聞ですから大分古いのですが、フィリピンの方ももう既にマークシートを目指して検討が進んでいるというところでありまして、自書式にこだわるといふ話を聞いていると、本当に我が国は選挙後進国だと僕は言わざるを得ないと思うのですね。投票用紙が大きくなるのがどれほど大きな問題なのか、全くわかりません。投票用紙が大きくなつて、ただそれを見て、投票していただいたものを、開票が早くなることは間違いありません。

もしどうしても自書式にこだわるといふことであれば、例えば投票用紙、一枚のこの紙に二つ欄をつくつて、片方に政党名、片方に候補者名を自書式で書いていただきます。政党名の方を書いて候補者名を書かない票があれば、これは政党名の票として生きます。ただ、政党名なしで候補者名だけ書かれてもこれは無効だというふうに徹底する。片山先生も昨日来言われておりましたが、識字率が高いとか、我が国の国民性から考えて国民は必ず理解してくるというお話を何度もきくからされておりましたから。

とにかく、この横流しの問題をクリアするためには、マークシートか、もしくは自書式であつても併記をしていただく、まずは政党名を書いていただく、それから候補者名を書いていただくというふうにした方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○保坂参議院議員 御説を拝聴いたしました。私も時代としてはそういう方向へ流れていると思つております。しかし、細川内閣のときも、二票制で一回決まり、その後一票制ということで変更しましたとあり、片山発議者が申し上げましたとおり、識字率という歴史的、伝統的なものはございしますが、これから向後新しい制度がなお一層検索され、あるいはまたデジタルデバイスなどが解消されました。これは当然電子投票も普及してくるでしょうし、その際はまたそういう制度が取り入れ

られるものと確信しております。現時点ではベターな方法ということで、私たちはこの方法をベストだとして御提案しております。

○片山参議院議員 手塚委員、なかなかいい御提案をいただきました。将来の課題としてはぜひ検討すべきことだと私は思います。

先ほどの遠藤委員の御指摘にもありましたが、やはりこれだけIT、ITと朝から晩まで言っているのですから、このIT革命の中でやはりそれを利用しなければいけませんね。私も、インターネットは、早急に各会派相談して、これからの選挙運動にはそれを活用すべきだと思ひますし、あるいは電子投票なんとも、これは本気で考える時期に來た、そういう中で手塚委員の言われることが実現していく方向で検討すべきではないかと私は思います。

今言われるように、政党名も書け、個人名も書け、政党名を書かなかつたら無効だ。これはまた二重投票で、無用の混乱を起こすのですよね。そこで、政党名簿をきちんと出して、それを選んでもらつて、個人の名前を書くということですからね。やはりこういう制度は、簡素でわかりやすい、複雑でない、難解でないということが一つの制度のポイントだと私は思いますので、そういう意味でこの制度をベストでなくてベターだと申し上げているわけでありまして。

○手塚委員 堂々めぐりになるかと思ひますが、簡素でわかりやすい制度、あるいは少し複雑かもしれないけれども、横流し、合算でも移譲でも結構ですが、要は国民の側から見て、何でこの方が当選したのか、結果がわかりにくい方がよほど問題だと思ひますね。

ですから、何もそんなに急がれずに、こういう議論がこのところ出てきているわけですから、来年の七月に間に合わなくても、提案者の方はこれを逃すと二〇〇四年になつてしまつてしまいますけれども、毎年毎年参議院選挙があるわけではありませんが、来年が間に合わなければ、その次の

参議院選挙に間に合うわけですから。これだけ明確に論点がはっきりしている問題でありますから、時間をかけた、国民世論にもしっかりと耳を傾けた議論をするべきではないかな。それがまさに選挙制度であつて、民主主義の原理原則だと僕は思うのですかね。

たくさん答弁を求めていますと時間がなくなりますがあれですけれども、先ほどの参考人の方々に質問があつたことでもありますけれども、自書式投票の妥当性あるいは、この間本当に私もが審議拒否をしていたということもあつたかと思ひますが、この国会が始まる前と比較をしますと、連日の過熱したマスコミ報道で、この制度の論点、問題点あるいは選挙のシミュレーションですね、どういう形になっているかということが連日、新聞等でもかなり報道されています。ですから、有権者、国民の方々は、今国会でこの選挙制度を議論している、どんな制度になるかということはある程度御理解をいただいているのではないかなというふうに思ひますが、その中で大変ショッキングだったのは、二十四日の朝日新聞の世論調査ですね。

もう提案者の方々がもたらんになっているかと思ひますが、この制度の内容を知つたという方が四七％、よく知らなかつたという方が四九％、まあ五分五分ですね。問題なのは、この非拘束名簿式を導入するということを賛成している方はたつたの九％、一割もないのですよ。驚くべき数字だと思ひますよ。これで本当にこの制度を強行して世論の、国民の審判を受けられるのかどうか。過去こんなことがあつたでしょうか。

ぜひこれは各党の提案者の方々が一言ずつでも感想をいただきたいと思ひます。○片山参議院議員 私も朝日新聞の調査の結果を見させていただきまして。こういう調査は電話でおやりになりますしね、設問の立て方で相当答えが変わつてくると思ひますよ。それからもう一つは、やはり拘束式、非拘束式

というのは大変わかりにくいのです。拘束という
と手錠をはめられたような感じもありますしね。
非拘束といっても何だと。

そういう意味で、こういう時期にこういう調査
をやっていたことの意味は大変あると私は
思いますけれども、これが本当に国民の皆さん
の考えを、あるいは御意向を正確に反映したの
かという疑問が私にはあります。

ただ、この中で、今の政党が順位をつけるのは
おかしい、それが一番多かったですね。それが最
初の質問で、それはそうだと意見が多かつ
た。そういうあれもありますからね。全部、設問
を通じて、一貫した国民の意向はなかなか読み取
れないのではなからうかなと私は思いますが、こ
の結果を謙虚に我々は参考にさせていただき
たい、こう思っております。

○魚住(裕)参議院議員 私もこのアンケート調査
を拝見いたしました。

今お話があったように、現行の比例区制度を変
える必要がある、これが一番多いわけですね。で
は、どう変えるのか。これは長年、この場で何
回も出てきましたけれども、もう十数年かけて
ずっと議論してきている、これを非拘束式として
今御提案させていただいているという自負を持っ
ております。

○月原参議院議員 保守党の月原ですが、今両議
員から説明したのと大きくは変わりませんが、政
府の方とか党がまだ確定していないことを国民に
大々的に啓発するということは難しい問題です。
我々はこれがベターな制度だと思つて、この議
会で法案として認めていただければ直ちに啓
発する。我々は、現在の我々が出している案がベ
ターなもので、これはより国民に密接になる参議
院の比例代表の制度である、こういうふうと思っ
ているわけでありまして、我々は、この世論そ
のものは謙虚に受けとめて、一層ベターである
ということを政府も挙げて理解していただく、そ
ういう努力をしなければならぬと思つておりま
す。

○手塚委員 反対の方がこの朝日新聞ですと約四
割ですね。恐らく、反対の方々は、間違いなく、
制度が変わることによって、横流し、自分たちが
当選させたいと思わない人もくつついて当選して
きてしまうというこの実態をよくわかつた上で反
対されていると思えますね。それは幾ら今後説明
をされても、この制度はなかなか受け入れられる
ものにはならないだろう。わかつているか、わ
かつていないかといえ、わかつていないというの
がだんだん上がつてくると思えますけれども、賛
成か、反対かということであれば、反対する方と
賛成する方は比例して上がつてくるというふう
に思います。

時間がありませんから、これで終わりにしま
すが、今回のこの制度の導入、党利党略と言われ
た部分もありました。それはさんざん私も議論
させていただいてまいりました。明確にこれは、
移譲、横流し、合算、おすそ分け、いろいろな言
葉がありますけれども、それが一番の問題点で
あつて、これをクリアしない限り、絶対私は有権
者の方々は受け入れないと思ひますし、結果とし
て大変厳しい審判が下されるんじゃないかな、あ
えてそれを申し上げさせていただいて、終わら
します。

ありがとうございます。

○自見委員長 加藤公一君。
○加藤(公)委員 民主党の加藤公一でございます。

きょう、時間がありませんから、私の名前に関係
する質問もさせていただきたいと思つております
ので、諸先輩方には以後お見知りおきをいただ
きまして、御指導を賜ればと考へております。
今回の法案に關しましては、参議院の選挙にお
いて、より有権者にわかりやすく、そして公正な
選挙が行われるようにというのが最大の趣旨でな
いかと思ひます。本日は、まずその点に關しまし
てお話を伺いたいと思ひます。

まず初めに、十月の二十三日月曜日の公明新聞
を拝見いたしましたところ、公明党東京都本部の

山口那津男副代表、新聞によりますと、参議院選
の東京選挙区の予定候補というふうに記載ござ
います。この山口さんが、二十一日、東京都小
金井市の特別養護老人ホームつきみの園を訪れ
て、お年寄りを見舞つて、同時に、タオル二百本
を贈呈した、こういう記事が出ております。実
際、山口さんは、都内でも、もう既に先生方御存
じのとおり、このように町中にたくさん御自身の
ポスターも掲示をされていらつしやいます。恐
らくここにあらんとおり、来年の参議院の東京選
区に御出馬の御予定でいらつしやるんじゃないか
と思ひます。

公職選挙法からいいますと、この山口那津男
副代表の行動、これは違法になるのではないかと、
事前の買収になるのではないかと疑いを持た
れても仕方ないと思ひますが、同じ政党とし
て、魚住先生のお考えを伺いたいと思ひます。

○魚住(裕)参議院議員 お答えいたします。

小金井市におきましては、党の組織におきまし
て、女性局が十数年前からこのようなボランティア
の活動をしているところございまして、私も
この新聞の記事を見まして確認をしたところで
ございまして、あくまでも小金井市の女性局がこ
のタオルをお集めになりました、それで毎年、毎
年このように贈呈をしているということでござい
まして、そこで山口那津男氏が立ち会つたという
うにすぎないというふうな理解をしております。

○加藤(公)委員 いや、この新聞によりますと、
とてもそう読める状況にはございせん。とい
いますのも、この同施設の武藤治彦副施設長から山
口さんに対して「ありがとうございます。大切
に使わせていただきます」と謝意を述べた。」と
はつきり書いてございまして、その女性ボラン
ティアの方に對してではなく、山口さんに対して
贈つていただいたという御認識かと存じますが、
いかがでしょうか。

○魚住(裕)参議院議員 あくまでも小金井市の女
性局でございまして。あそこの新聞に載つておりま
す方、女性、山口那津男氏の右隣、写真自体の右

隣は小金井市の市議でございまして、毎年中心と
なつてやつていらっしゃる方でございます。ただ、これ
はあくまでもその記事が多分間違つていたんだら
うと思ひます。

○加藤(公)委員 私も、きょうは公選法の問題で
すから、改正案の問題ですから、こればかり質問
するつもりはないんですが、公明新聞が間違つて
いたという答弁ではちょっと納得できない。しか
も、もし新聞が本当に誤報したということであ
れば、恐らく翌日に、これこれこういうわけで間
違えましたということがあらんじゃないかと思ひま
すが、それは全く出ていないわけでありまして、今
日まで。

先生のおっしゃる通りに、本当にこれは公明新
聞の誤報ということですからよろしいでしょうか。も
う一度確認させていただきます。

○魚住(裕)参議院議員 そのとおりでございま
す。

○加藤(公)委員 魚住先生の御発言、しっかりと
承つておきたいと思ひます。

それでは、この参議院の選挙制度の問題につ
いて御質問をしたいと思ひますが、先ほど来、連
座制、あるいはこうした今の山口さんの件も若干こ
れは疑惑が残るわけでございますが、こうした選
挙違反の問題について、もしも名簿に登載をされ
た方が連座で問題になった、今までの比例代表の
制度であればこうした制度はありませんでした
が、今回非拘束にするに当たつて、これは連座の
対象になるんだ、これを適用するんだということが
法案に出ております。

改めて伺いますが、いかなる理由でこの非拘束
名簿の方式に変えるときにこの連座制を適用する
ことに至つたのか、お答えいただきたいと思ひま
す。

○魚住(裕)参議院議員 今回の非拘束名簿式に変
えるに当たつて、名簿登載者個人の選挙運動も認
めるところでございまして、議論の中では、全国
に目を光らさなきゃいけない、大変ではないかと
いう議論もあつたわけでございますけれども、か

つての全国区のとくに連座制というものがあつた、それとの関連性上、均衡上、やはりこの連座制というものは認めるべきである、このように考へて提案をしているところでございます。

○加藤(公)委員 今のお話であります、先ほどの質問、答弁の中にもございましたのであつて繰り返しません、連座制によつて名簿登載者が当選無効になつた、失効したという場合に、その方は当選無効になるけれども、その方に投じられた票は相変わらずその所属政党の票として生きるといふことだと先ほど御答弁がございました。

もしそうだとしますと、これは法律以前に、国民感情として、極論いたしますと、例えば四十八人立候補して、上位二十四人が全員当選無効になつた、全員失効した、下位二十四人が当選をする、極論かもしれませんが、どんなことをしても、どんな選挙違反をしても、票を稼いでしまえばそれで当選者を確保できるということになるわけですね。

これは、現実問題そんなことはない、政党がそれぞれ自衛をすればいいんだ、廉潔性を保てばいいんだと言われればそれまでかもしれませんが、やはり国民感情からすれば、もしも万が一そんな事態になつたら、二十四人は極端にしても、一人、二人、三人ということはあるかもしれない。

これをどういう理由で有権者の方に御理解いただくのか、ぜひ御説明をいただきたいと思ひます。

○魚住(裕)参議院議員 極論とおっしゃいましたけれども、それはなかなか想像しがたいところでございますが、先ほど来、なぜ有効なのかといひますか、それは結局、現行の連座制というもののあり方、つまりそれはペナルティーとして当選無効あるいは立候補の禁止をするという制度であるといふこと。それから、この比例代表制においては、個人名投票であつても、それは第一義的に政党への投票である、そういう意思を勘案した場合にこれを無効とするわけにはいかない、そういうふうに考へております。

(委員長退席、細田委員長代理着席)

○加藤(公)委員 今のお話であります、ペナルティーだと。そうすると、あくまでもその候補者は政党の名簿に登録された候補者として選挙運動をされるわけでありまして、その政党がペナルティーを科されなくてもいいのか。これは、有権者の感情からすれば、それは個人の選挙制度でその個人だけの得票になるわけではないといふことは、もうこの議論の中でずっと続いてきた話です。あくまでも比例代表なわけですから、政党にペナルティーがなくていいのかというのは大きな疑問になると思ひます。

この点についてもぜひ御説明をいただきたいと思ひます。

○魚住(裕)参議院議員 今のこの連座制、あるいはなぜ無効にならないのかという理由は今述べたとおりでございますが、あと、今先生の言つておりました部分は政策判断だろうといふふうにおつております。

つまり、これは、例えば全部無効になる、しかも数年かかつて無効になつたといつた場合、ずっと不安定なまま経過してしまふといふようなことがいいのかといふふうにおつていふところがございます、余りにもこの選挙結果に及ぼす影響が大き過ぎるのではないかと、そういうふうにおつて判断をした次第であります。

○片山参議院議員 こういふことなんです。今度の非拘束は、比例代表で政党の選挙でありますけれども、同時に個人の選挙も一定の限度で認められるわけでありまして。個人の選挙を認めるから連座制を適用するわけでありまして。連座制の適用の結果その人が当選無効になるのは、その個人の選挙運動に問題があつたから、買収、供応の問題があつたからその人は当選無効であるわけでありまして、政党の方には関係ないわけですね。

けれども、第一義的に選んだ政党の方はそのまま生きるわけでありまして、票としては政党部分には有効になるわけでありまして。(発言する者あり)

○細田委員長代理 静粛に願ひます。

○加藤(公)委員 今の片山先生の御説明ですと、最初に政党名を書いて、その政党の名簿順位について二番目に個人名を記入するといふ制度であれば、よしあしは別にして筋は通つていふとは思ひますが、今皆さんが御提案されている法案であれば、個人名しか記入をしないわけでありまして。個人の選挙運動もするわけですね。その個人の選挙運動で買収、供応があつた、あるいは連座制が適用された、当選が無効になつた。それで、いや政党には全くペナルティーはないのですと言われても、これは一有権者として考えれば到底納得のいくものではないはずなんです。

最初にも申し上げましたが、二十四名というのには極論だとしても、例えば、よく言われるように、有名人の方が立候補された、一人でも何百万票という票をとられるかもしれない。その方が連座制の適用を受ける、あるいはちよつとした不注意かもしれない、買収、供応の罪で問われるかもしれない。そのときに、その個人がペナルティーを受けるだけで、その何百万票に何の影響もなく、政党にそれが流れてしまふ、生かされてしまふ。要するに別の候補者が当選するだけでありまして、これはやはり国民感情からすれば到底理解し得ない。

いかがでしょうか。もう一回ここを御答弁いただけませんか。

○片山参議院議員 個人の選挙運動を認めますから連座制を適用する、個人の選挙運動でその候補者が買収、供応をやるから連座制の適用になる。政党が買収、供応したわけではございません。だから、個人だけが当選無効になる。これが我々の考え方であり、制度の趣旨であります。(発言する者あり)

○加藤(公)委員 それでは、はっきりと、政党を記入する、さらに個人を記入するといふ制度に変えたらどうなんですか。個人名しか書かないのに、今の理屈は国民には到底理解できないはずであります。

諸先輩方ですから、私よりも何倍も投票所に足を運んでいらつしやるはずでありまして、市民感情だつて私よりよっぽどよくわかつていらつしやるはずなんです。だつたらなおさらのこと、政党名を記入して、さらにその中で個人の順位を書く、あるいは政党だけでいいという方はそこは記入しなくてもいい、こういう制度なら今の先生の御説明も百歩譲つて理解もできますが、とてもじゃありませんが、個人名一つ書くのに今の御答弁で納得するわけにはいかないのですが、いかがでしょうか。お考えは変わらませんか。

○片山参議院議員 もう一昨日、私は何度も繰り返しているのですが、これは比例代表制の選挙制度であります。比例代表制は政党を選ぶのです。ただ、政党を選ぶ前に、政党が候補者の名簿を出すのです。それが拘束名簿で、政党が順番をつける拘束名簿のやり方と、順番をつけるに、個人名を書いてもらつて、順番を有権者に選んでもらう非拘束名簿があるわけでありまして、あくまでも比例代表でありますから、各党は名簿を出すわけですね。今回は順位をつけずに名簿を出して、その名簿について個人名を書いてもらうから、これはもともと比例代表という意味では、政党の選挙であるのは当然であります。

あなたの御提案も、それは検討の余地があるかもしれないけれども、先ほど同じ御質問がありましたが、それは二重投票になるし、わかりにくいし、混乱が起きるし、現在の党名ないしは個人名を書く方がずっと簡素でわかりやすく、制度としてベターだと我々は申し上げていふわけでありまして。

○加藤(公)委員 最後は恐らくもう見解の違いになつてしまふのかもしませんが、政党を書いて個人名を書くことと、一方、個人名でも政党

でもいいですよと書くのと、どっちがわかりやすいか、これは調べたんですか、有権者の方にアンケートでもとりましたか。

例えば、サンプリングして、こういう選挙制度とこういう選挙制度、どちらがわかりやすいですかと調査をして、データが出て、こちらの方がわかりやすかったからこうしようというなら私も何も言いません。ただ皆さんのお考えだけで、個人の名前を書くだけの方がわかりやすいんだからそっちがいいんだ、こんなことを言われて、今の答弁とても納得いかないわけです。

あくまでも比例代表だと先生がおっしゃっていることはよくわかりますよ、比例代表の議論をしているんですから。比例代表だったら政党名を書けばいいじゃないですか。その後に名簿順位の優劣、個人の意思を表明する、この方がよっぽどわかりやすいと思います。

もうこれを最後にしますが、どうですか、もう一回考えを聞かせてください。

○片山参議院議員 何度もこの間何人かの委員の皆さんからそういう御指摘があつて、党名を書いてもいいのですよ。党名を書いていいし、個人名を書いてもいいのですよ。それが比例代表制です。

そこで、加藤委員、これは平成二年に第八次選挙制度審議会が答申したものであります。それは、国会議員が入っているのじゃなくて、経済界、労働界、言論界、学識経験者あるいは役所のOBが入って、慎重に審議して出したのが、まさに我々が提案しているこの法案ですよ。そういう権威ある第三者機関があなたが言われるようないかげんなものを出すはずはない。それを我々は制度化しようとしているわけでありです。(発言する者あり)

○細田委員長代理 静粛に願います。

○加藤(公)委員 八次審が出したから、それが権威があつてすばらしいんだ、私の言うことがいいかげんだなんて、そんな話あります。冗談じゃないですよ、本当に。何だと思つていらっしゃるんですか。

か。冗談じゃないですよ。

この人くらゐぬけんかをしていても始まりませんから、もう一点、僕はぜひ伺つておきたい点がありますので、この件を伺います。

選挙ですから、当然、各政党、各個人が自分の勝利に向けて運動するわけでありまして、この法案によりまして、実際の個人の選挙運動が認められていて、ポスターについては七万枚が許可をされている。確かに、全国区るときよりは三割減らされたというふう聞いております。しかし、自治省の方の試算では三百五十九名で現在予算を見ていらつしやるというふう伺つておりますが、すなわち三百名から、あるいはそれを超える候補者が立候補することを想定されていらつしやるわけです。

そこで伺いますが、一人七万枚で三百五十九人立候補したら、日本じゅうに何枚ポスターが張られると思いますか。二千五百万枚を超えるんですよ。二千五百万枚のポスターをこの日本じゅうに張れると思われませんか。小選挙区単位で考えますと、それを三百の小選挙区で割りますと、これは衆議院ですらあえてこの例を出しますが、八万三千枚を超えます。衆議院の選挙の場合には、各候補者、政党ポスター千枚でありますから、三人立候補すれば、小選挙区全体で三千枚。六人出ても六千枚です。それが小選挙区で、アベレージの話であります。八万三千枚を超える。実際、こんなに張れるところがあるんですか。

皆さんは、顔が見える選挙にするためにこの制度に変えるんだとつとつとつてきた。顔が見える選挙にするという理念だけは私は賛成しますが、現実問題、ポスター一つとつたてて実現の可能性がないと私は思うわけです。(発言する者あり)それは張りたい人が張るんです。では、一体張る場所があるんですか。どうお考えですか。ちよつと御意見をお聞かせください。

○月原参議院議員 お答えいたします。

今、小選挙区の数で割られましたが、全国の投票所は五万三千あります。そして、この比例代表

の方々は掲示板がないわけです。投票所において党名と名前が出ておるわけでありです。そういうことからすると、一投票所に一何枚かということになるわけでありです。私たちは、それでも十分名前を売ることができない、こういう非常に強い意見があつたわけですが、現在の状態から考えて七掛けということにしたわけです。

○加藤(公)委員 一人一票所一何枚という話をしていらっしゃるんです。では、例えば一つの小学校を投票所だとしてしまふ。そこに一何枚だとして、その間だけで五百枚、六百枚張るわけですよ。どうやって張るのですか、その小学校の周りに。

○保坂参議院議員 ポスターの七万枚につきましては、選挙区が当然候補者に任されているわけですから、しかも、私はかつて東京選挙区で出ましたときに、定数四名で立候補者は七十名でございまして、その七十名るとき、大変大切な血税を使つて七十枚の公営掲示板を使いました。結果的にそこに張られたポスターは七枚でした。こういう現実もあるわけでございます。ポスターだけで生きようとする候補者は徹底的に七万枚を全国に張りましてくれよう。あるいは、集中的に東京をねらえていてるわけでございます。ビラの二十五万枚もかりでございます。はがきの十五万枚もしかりでございます。十五万枚書けない候補者もおいでになるかもしれません。それぞれの、最もみずからの政党に利する、自分に利するという選択肢を行く、そのキャパシティを示したものでござい

ます。

○加藤(公)委員 時間になりましたのでまとめますが、それは上限七万枚張るのはいいですよ。ただ、前と違うのは、政党単位ですから。政党が選挙するとつとつとつていたじゃないですか。政党がお金を出して政党ごとに活動するんだと。それは、少しでも多く立候補者を立てて、少しでも活動したい。選挙を勝ちたいというのは皆

さんだつて同じじゃないですか。比例で出られる先生方もいらつしやるわけだし。現実それが可能なのか。

つまり、三百人、四百人立候補して、全国をエリアとする選挙制度がいいのかということ私に言いたかつたわけでありまして、時間になりましたから終わりますが、この点、改めて国民の皆さんに御説明いただけるような審議を要求して、終わります。ありがとうございます。

(細田委員長代理退席、委員長着席)

○自見委員長 中井治君。

○中井委員 初めに、審議を始める前に三つだけ申し上げます。少し不快なことやら、違ふとおつしやるかもしれませんが、普通ならお答えもいただき、議論したいのですが、どうやらこれが最後の質問の機会のごさいますから、あと具体的に聞きたいことがたくさんありますから、私が三つ申し上げることは心にとめていただいて、その後の具体論についてお答えをいただきたいと思

います。

私は、今回のこの法案の提出のあり方、あるいはまたこの与野党間のトランプの行く末をいろいろ見ておまして、三つ感じたわけでありです。一つは、今回の、この非拘束の名簿式の比例を制度としてまとめられて法案を出されて、一気呵成にこういう審議をおやりになったやり方というのは、小淵さんが御病氣になられて、この病状を私どもに一切知らずに、あつという間に森総理候補を党内で固められて本会議で処理をされたこのやり方と非常に似ている。このやり方は間違つてゐる、もう少し与野党の皆さん方、数が多いとか少ないということではなしに、物事の決め方、運び方、この時代でありますから、国民に、世界じゅうに説明がきちつとできる、そういうやり方をお考えになるべきだとあえて申し上げておきます。

それから二つ目は、私も議運や国対関係の仕事、いろいろなことをやりました。昔と違つて、参議院先議ということをかき言われるように

なつて、幾つかの法案が参議院で先議をされてまいります。このことは大変結構なことだと思っております。

ところが、こういう重要な法案が参議院先議で取り運ばれたのは、今回が多分初めてだろう。前の参議院の選挙制度改革、衆議院選挙制度改革も含めて、すべて衆議院先議で行つてきた。今回、参議院のことだということだ。参議院先議だということとは、参議院がお出しになつたんだからいいでしょう、しかし、そのことで大きな失敗をなさつた。参議院のいろいろな議論を聞いてみると、何もあんなに無理しなくてもやる方法はいっぱいあつたんだらう。それは与野党とも反省をしなければならぬ。このことが、参議院先議としてはやはりトラブルになつてしまつたから衆議院先議でやろうよ、こういうことになるというおそれ、あるいは参議院無用論ということが国民の中へ出てくる。このことをやはりお互いが反省しなきゃならないんだらう、私はこのように思つております。

それから三つ目は、やはり衆議院、参議院、お互い選んでいただく身ですから、こちら側の選挙制度の希望や要望もありますが、国民全体に御理解をいただいて、そして参加していただくやすい、またわかりやすい選挙制度というのを常に心がけていくべきだ。それは、党利党略もあるでしょう。しかし、与党だけが賛成、野党は全部反対、こういう中で質疑、審議、これは選挙法の改正ということに関して、私は悪例を残す心配をいたしてあります。過去、いろいろと議論はありました。しかし、名前を書く選挙から政党名を書く選挙、もう限度だなという大体の合意があつて比例というものが移つていったんです。今回、本当に大体の合意があつてこういうことをやるんでしょうか。

今ずつとこ三日ばかりの議論を聞いておりますと、お互いまだまだ理解し合えていない面がいっぱいある。これから来年の六月に向けて国民の皆さんに、私どもが説明責任がある。これが

通つたら、私どもは反対だといつたつてその制度で選挙をやるんですから。衆議院や国会にいる者がわからなくて説明のしようなんかありません。どうして十分な時間をかけておやりにならないのか。こういう審議のやり方というのは、私は、後世に、選挙制度と与野党の好きなようにやつても構わない、こういう悪例を残すんだ、このことを大変憂うものであります。

私自身、民社党で、比例区選挙法を、この委員会の理事で、大反対しながら通過をいたしたと、そのことを覚えております。また、小選挙区比例代表になるときは、私どもは、民社党はつぶれる、民社党をつぶす覚悟で選挙制度改革の改革に賛成するんだと確認して実は賛成をいたしました。今、あの制度をやつてみて、よその党もみんなつぶれるのかと思つたら、つぶれてなくなつたのは民社党だけで、よその党はみんなあるのですね。そういうような思いもございします。

また、私は、平成八年の初めての選挙のときは新進党でありましたから、当然比例にも出るのだと思つていましたから、告示の前、夕方四時ごろに、比例は全部出ないと。本当にこれはびっくりしました。この間は自由党でやりまして、比例はまあ横一列に並ぶのかと思つたら、比例一番になる。一番になつて、相手は比例に出ない。幾ら言つてももう運動してくれません。有権者へ運動してくれません。

そういうことで、いろいろな思いをそれぞれ持つていくわけでありまして、完璧な制度がないわけですから、お互いが持ち寄つて、いい制度を少しずつでもつくつていく、選挙違反の少ない、また金のかからない選挙制度にしていくという努力をやはり続けることが、政党や政治あるいは選挙が国民から信頼をされる根幹だと僕は思つています。そういう意味で、質疑打ち切りになるようであります、このやり方というのは大変残念なことだと思つています。

それで、具体的に質問させていただきます。ずつと御答弁を聞いていますと、片山さんか

ら、第一義的には政党を選ぶのだよ、そして、名前を書いていただいて、第二義的に順番を決めるのだ、こういう御答弁が続いております。ところが、この法案の中には、選挙人は、投票用紙に参議院名簿登載者の一名を自書し、これを投票箱に入れるとなつております。ただし、氏名にかえて、参議院名簿届け出政党の届け出に係る名称または略称を自書することができ、こうなつています。

これはどうして先に政党名を書かないのですか。政党名を書くことができる、ただし登載者の氏名を書くことができる、たまたま登載者の氏名は法的に何の問題もないと思うのです。一義的に政党を選ぶというのなら、やはり一番最初に政党を書くとお書きになつたらどうでしょうか。

○片山参議院議員 中井委員の言われることは、拘束名簿ならまさにそうなのです。非拘束名簿は、名簿を出した政党を選んだ前提の上に、その名簿に載つてゐる候補者を選んで、順番を、政党がつけたその順番でいくのではなくて、有権者が名簿の中の候補者を選んでいただいて、その得票の多寡で当選者を決めるわけでありまして、制度としては、まず固有の党名、個人名を書いていただくことを念頭に置いていくわけです。その念頭の中には、政党が拘束名簿を出している、その拘束名簿から選ぶというのが前提にありますから、政党の選択はそこで、名簿の中の名前を選ぶというところで、もう行われているわけでありまして。

○中井委員 あなたはそう言われるけれども、要は、国民の中にも国会の中にも制度がきちつと理解されていないというのは、個人の名前を書くことが政党と読みかえることができる、この合意形成ができていないのです。もうああいう選挙を二度としないために個人名を政党名選挙にしよう、そして、政党をきちつと育てていこうというもにやつてきたのだ。そして、衆議院も参議院も、個人名を書く選挙と政党名を書く比例選挙で、ようやく国民の理解を得てきた。中には、それはいろいろと問題もあるでしょう。しか

し、それはそれで正を認ればいいのに、どうしてこへ来てまた、個人名を書いたら政党名と読むのだと、そういう変更をやるのですか。そのところが十分理解されていないのに、僕らが幾ら言うても、いや、もう個人名は政党名だからと。そういう説明はだめだな。全然それは通用しない。

○片山参議院議員 立法技術上はそういうことになるわけでありまして、ただ、ただし書きで書いておられますけれども、個人名も党名も書けるといふことは、これは平等で、バラレルのです。ただ、制度としては、非拘束名簿というのは、個人の名前を書いていただいて、名簿の順番で得票の多寡で選ぶというところに制度のポイントがあるわけですね。拘束名簿は順番なのです。こつちは個人名の得票の多寡ですから、むしろ原則としては個人名を書いていただく。それは、各政党が名簿を出しているということが前提になつてゐるわけでありまして、世界の比例代表を見ましても、何度も議論がありますけれども、似たような制度はいろいろあるわけでありまして、それは比例代表制に対する御理解をもう少しいただければわかりになるのじゃないか、こういうふうには思つております。

○中井委員 政党名で書く、そして名簿登載者の個人名を書くとしたら、どこが悪いのですか。どこが悪いのですか。今の制度の改革というなら、政党名を書く、しかしその中の登載者の個人名を書くこともできるという法律にしてどこが悪いのですか、聞かせてください。

○片山参議院議員 いやいや、悪くはありません。間違ひではありませんけれども、この制度の趣旨は、政党が出した名簿の中で個人名を書いていただいて、それによつて当選を決めるというのがこの制度のみです。それは御承知のとおりであります。したがつて、そういう書き方にしたわけでありまして、ただ、それは個人名を書くことが党名を書くことが、これはまあバラレルというのか平等でありますから、あとは立法技術の考え方

でございまして、私は何度も言うように、我々の立案の趣旨はそういうことでございまして、それは第八次選挙制度審議会の答申を読んでいただければつきりと答申の中に我々の案が書いてありますから、ぜひ御理解を賜りたい。

○中井委員 あなたは何かというと第八次選挙制度審議会の答申だと。そして、比例区を導入したときに、二回やつたら選挙制度を変えようと徳永議長が言ったのを金科玉条のごとく答弁で言うが、あなたは斎藤参議院議長の首を飛ばしてやっているじゃないですか。議長が大事なら議長を守りなさい。あなたは徳永さんと名前を書いておらぬでしように、昔の人で。何を言うているのですか。もうちょっと丁寧な説明をした方がいいよ。

政党と個人との関係をどうするのだ。個人、個人と言う。個人選挙をどうする。それを政党に勘定するというところで国民の理解が得られるなら結構だ。しかし、それならば、参議院様は政党交付金の比例区の分を自分から引き下げるとどうして言わないのですか。政党選挙をやめるのでしよう。政党選挙の数を減らして個人選挙でやるのでしよう。政党交付金は国会議員の数でいくのですから、政党のもとでやる選挙でちょうどいいのです。当然自民党みずから政党交付金は参議院さんの分を減らしますとおっしゃるのが本当じゃないですか。どこかに書いてありますか。

○片山参議院議員 これまたもう何度も繰り返してありますが、これは比例代表の選挙でございまして、比例代表というのは、第一義的には政党を選ぶのです。だから、この制度も政党選挙なのです。ただ、政党を選んだ中で、党が順位をつけるのではなくて、有権者の皆さんに順番を決めてもらう制度なのです。政党を選ぶのです。政党の選挙なのです。(発言する者あり)

○自見委員長 静粛にお願いします。
○片山参議院議員 その中で、党の幹部でなくて国民の皆さんが選ぶ、そういう制度なのです。ぜひ御理解を賜りたい。
○中井委員 有権者に順番を決めてもらうという

のは、自民党さんが自分らで順番を決められなくなったただけじゃないですか。ほかの党はちゃんと自分の党で決めているのです。党で順番を決めたかったら、党員の投票をすればいいじゃないですか。そして政党名を選ばないでいいじゃないですか。そういうやり方だつて幾らでもあるのです。一週に他の党まで含んで自民党の都合に合わせて、順番を選んでくださいというやり方がおかしいだろうと僕は申し上げているわけでござい

ます。それから、政党名を書く、政党名を選ぶのだとおっしゃるけれども、それじゃ、有権者が投票所へ行ったときに、まず選挙区選挙の投票をされるのでしよう。次の記載のところへ、今度も比例区というんですか、比例区のところへ行くんです。その政党名はどこに書いてあるんですか。投票所に、何百人の名前を書くようなのが一枚張つてあるだけですか。どこへ張るんですか。

○月原参議院議員 投票所にそれぞれ掲示されるわけでありまして。不在者投票の場合もそれと同じ。これは法律に書いてあるわけですね。

○中井委員 今は比例区ですから、記載のボックスの中に各政党名が書いてあるわけですね。それを見てやる。ところが今度は、そのボックスの中には何もないからわからない。こういうことも含めて——党名は書くんですか。ボックスの中へ党名は書くんですか。間違いないですか。

○片山参議院議員 私よりこの点は詳しい提案者がおられますけれども、当然、党名を書いて、党名の下にその党所属の名簿の候補者を書くわけであり

ます。それから、今中井委員言われましたけれども、党員が選ぶのと国民が選ぶのは全然違うんですよ。国民に参議院議員にふさわしい人を選んで

らうんです。国民に顔が見える選挙をやるんです。政党の枠の中でいい人を選んでもらうのが比例代表の非拘束名簿の制度なんです。皆さんのところでも、例えば友部達夫議員の順位づけ、中尾則幸議員の順位づけ、いろいろな議論があつ

て、それなりに国会その他で問題になったことがあります。我々は、順位づけを国民に選んでもらう方が国民に顔が見えて、その方がずっと人を選ぶにふさわしい制度だと考えているわけであり

ます。○中井委員 僕の言っているのは、ボックスのことを言っておるんです。投票所というのは、一カ所どこかに数百人名前が出て、自民党はだれというのを書いてあるわけでしょう。それで選べというのも大変なことだと僕は思いますよ。

例えば、選挙法で、自民党森総理、こう書いても今は他事記載にならないのです。自民党、有効だと。これに合わせて、例えば自民党片山虎之助と書いたら有効ですか、どうですか。

○保坂参議院議員 おっしゃるとおり、有効でござい

ます。○中井委員 どちらの票ですか。

○保坂参議院議員 政党としてカウントいたします。○中井委員 どちらの票、どちらですか。

○保坂参議院議員 もう一回答弁いたします。片山票といたしましてカウントし、自由民主党に合算いたします。

○中井委員 それでは、片山虎之助の自民党と書いてあつたらどうなるんですか。

○保坂参議院議員 全く同じです。名前優先でござい

ます。○中井委員 これは統一見解ですか。名前優先ですか。個人の名前が優先ですか。

○保坂参議院議員 再三お答えいたしますが、個人の名前が優先で、かつ自由民主党に合算されます。

○中井委員 正直言いまして、こういう選挙制度をやられるといたら、僕らも覚悟しますから、いろいろやり方はある。

例えば、党内で御議論のときに、顔の見えない選挙だ、こう言うのなら、政党名のかわりに党首名を書いてもいいという方法は御検討なさらないか。党首名、小沢一郎でもいいし、土

井たか子でもいいし。それで政党名だ、カウントするという比例のやり方は御議論なさらなかったですか。

○須藤(良)参議院議員 その議論はやっておりません。

○中井委員 僕はこんな緊迫したときにこういうことを言いたくなかつたんです。だけれども、国民の中にも国会議員の中にも、総理大臣を直接選びたいという方はたくさんいらっしゃる。だけれども、憲法の関係、天皇制の関係でなかなか難しいんだと僕は思っています。この比例のときに、根幹は、地方議員さんはなかなか政党へ入ってこない、国民は一般党員になかなか入ってこないという国民性もやはりあつて、お互い苦労しておるのはわかるんです。だけれども、政党名の選挙で、政党交付金も含めて、体制をつくってきた。その政党名だけではだめだと言うのなら、国民の総理大臣選挙のかわりに党首名、これも一つのやり方としてある、そういう提案なんかも幾らでも僕らはできたと思うんですね。そういうのを議論した上でこういう問題を処理していくという審議の仕方がやはり欲しかった、私は先ほどからそういうことを申し上げているわけでござい

ます。まだ少し時間がありますので、あと幾つかの点を聞きます。例えば、比例代表の選挙の制度で、ここはまずい、あそこはまずいといういろいろなりまして、私、与党のときに、今自由党の政治改革推進本部長をしていただきますから、自民党さんと公明党さんと一緒に公職選挙法のいろいろな是正をいたしました。その中に、比例で通つて他の政党へ移るのはだめよという項目、無所属はいいい、だけれども、選挙、名簿を出して戦つた相手へ移るのはだめよ、こういう決定をいたしました。憲法違反の問題も含めていろいろございまして。私どもはオレ

ンジの彼も何とか片づけたいと思つたのですが、どうしても憲法上片づかない問題があつて、割り切れなかつたというところはござい

しかし、今回、政党選挙だとおっしゃるけれども、初めから個人名を書け、選挙運動も個人になつておるわけですね。ところが今度、通られた方が、何党であれ、自分は百二十万票書いてもらった、党のお世話にならなかつた、気に入らぬからよその党へ移る、これはいいのですか、だめなんですか。

○保坂参議院議員 お答え申し上げます。

候補者が当該選挙におきまして争つた政党に移ることは禁止されておりました、失効いたしました。したがって、今お話があつたように、いかに多くの票をとつたといひましても、他の政党に移ることは禁止をされております。

○中井委員 こういったことも必ず不満が出てくる。だから、それは本当に十分議論をしてやればいいんだと思つています。そういう意味での議論の時間が足りないことを残念に思つています。

まだ幾つかありますので、お尋ねをいたします。

これは全国三千三百ぐらいの市町村で開票が行われるんです。立会人はどうするんですか。個人の候補者が二、三百人ふえる。立会人はどうされるの。

○保坂参議院議員 お答え申し上げます。

これは、再三申し上げましたとおり、比例選挙でございまして、政党間の争いでございまして、政党的立会人がこれをもって確認すればいいことになっております。

○中井委員 立会人の数は何人か知つていますか、保坂さん。聞かないとわからないの、再三答弁した割には。

○保坂参議院議員 元法務大臣にお答えいたします。

十人でございます。

○中井委員 それぞれの選挙へ申し込んで、十人を超えたら抽せんですよ。だけれども今度は、皆さん、政党で何票じゃなしに、中身で順番が決まるんですよ。個人個人で何千万という選挙費用と

大変な努力をかけてやるんですよ。それなら一票でもふやしたい、だから必ず立会人が要ると僕は思うんですね。政党代表がそんな四十何人の分を見られますか。立会人をやつてくれる人はおりません。そんなのはおりません。これは何にもそこを、実際の開票等、考えていないんじゃないか、こう思います。

それから、先ほど私の前の加藤さんからポスター七万枚のお話がありました。本当におつしやつたとお話ですよ。張らぬ人は張らなさいいじゃないか、こんな乱暴な答弁はありませんよ。あなた、ビラ二十五万枚、どうやってまくんですか。まき方はまだ決まっていなくて、衆議院のとおりでいって、演説会と街頭演説と事務所内だけでいい。証紙が届くのは告示の日の夕方でしょう。張れるのは明るく日でしょう。十五日間で二十五万枚、だれがまくんですか。どこで演説会をやるんですか。ビラをまくと思つたら、一日二万人ずつ集めなきゃならない。そんな運動ができるわけはないでしょう。やろうと思つたら、何百人、何千人の運動員が要るじゃないですか。これは本当に選挙運動を知っている人がやつたのかと僕は思つています。

私も、今の比例制度のあり方がそのままそつくりいといふにも思つていません。いろいろ変えていけばいい、みんな変えればいいんだ。それをあなたたちは、前の金融監督庁の長官の問題またKSDの問題等で党内順位をつけにくくなつてきて、一遍に切りかえちゃう。これは少し乱暴なやり方だ、まことに残念な審議だと私は思つています。

細かいところを詰めていいたら、詰まっていなくて大事な選挙法を改正すると言へるものだと私は思います。もう一遍参議院で、比例区をやっている人それから昔の全国区をやった人も含めて十分練り直して、時間をかけておやりいただくことを希望して、質問を終わります。

○自見委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

二日間の審議を通じて、非拘束名簿式比例代表の最大のごまかしが、個人名で投票させ、これを政党の得票と読みかえ、有権者の意思に反して政党が議席を得る、ここにあることが明らかになつたと私は思います。

問題の焦点がどこにあるか。個人名投票を政党がつたものと読みかえる、そこに問題の焦点があるんです。個人に投票したのに政党への票と読みかえる、そして投票者の意思をねじ曲げる、こんな異常な選挙のやり方をとっている国は世界のどこにありませんか。あつたら言つて下さい。答弁してください。

○片山参議院議員 何度も答弁しております。似たような制度は、ベルギーにもオランダにも、フィンランドにもその他にもあります。

○木島委員 そこに最大のごまかしがあるんです。世界の投票のやり方、資料、配付したのを見てください。どこにそんな選挙制度がありますか。

昨日、片山提出者は我が党の児玉委員の質問に対し、横流し横流しと言われますけれども、個人名と政党名を合算して鏡のように議席配分をスライドするのは、これはベルギーだつてオランダだつてフィンランドだつてみんなやっています。よく調べてくださいよと答弁したんですよ。とてもないごまかし答弁ですよ。これを見てくださ。ベルギーでもオランダでもフィンランドでも、全部、どこの国だつて、有権者が投票しているのは個人じゃありません。政党が提出した候補者名簿こそ投票している対象じゃないですか。今度のあなたの方の出してきた法案のように、白い紙に個人名を単記記載させている国などどこにもないじゃないですか。投票しているのは、候補者名簿に投票しているんですよ。どうですか、答えてください。全然違うじゃないですか。

○片山参議院議員 フィンランドがまさにそうでございます。それからベルギーやオランダも、

政党がつた票と候補者個人がつた票を合算して議席配分をしている点では、我々が出しているこの案に似ているわけでありまして。

ただ、同じ制度はないと何度も申し上げておるんです。選挙制度というのは各国の事情やいろいろな背景を考へてそれぞれ国が選択すればいいわけでありまして、第八次選挙制度審議会が十分な審議をし、しかもその間いろいろな各超党派の検討委員会で検討した結果この案を導入すべきだ、我々はこういう判断をしたわけでありまして、

○木島委員 八次審はここにありませんけれども、投票の具体的なやり方なんて書いていないんですよ。そんなことは書いていないんですよ。いいですか、よく見て下さい。

政党がつた票を合算して政党に比例配分する、当たり前ですよ。そんなこと比例代表選挙の本質ですよ。そんなところに問題の私は焦点を絞っているんじゃないんですよ。個人名を書かせているのに、それを政党がつたものと読みかえるというところ、片山提案者の言葉によると、この投票の第一義は政党への投票なんだと言いましたね、それがインチキだと言っているんですよ。いいですか、ベルギーだつてオランダだつてデンマークだつてオーストリアだつて、みんな政党が全員の候補者を並べたのを投票用紙の中に書き込んでおるんですよ。順位だつてつけているんですよ、ベルギーは。オランダだつて順位つけているんですよ。デンマークだつて順位つけているんですよ。ただ、その政党がつけた順位を有権者が下の方の順位に集中してひっくり返すことができるというだけですよ。そういう制度ですよ。

唯一違うのは、確かにフィンランドです。広い世界の中でフィンランド一つだけですよ。しかし、フィンランドは個人名なんか書かせていないんですよ。見て下さい。番号の中で丸をつけさせているだけです。(発言する者あり)

○自見委員長 静粛にしてください。

○木島委員 しかし、フィンランドは有権者幾らですか。四百十五万人ですよ。しかも、全国一区

じゃないですよ。全国十五の選挙区ですよ。一選挙区当たり何人ですか。二十八万ですよ、たつたの。それで何人選ぶんですか。有権者二十八万の中で定数十三から十四ですよ。片山提出者は岡山県です。倉敷市ぐらいでしょう。倉敷市で十三人を選ぶ選挙で、だからこういうやり方がよく見えるんですよ。日本は一億人の有権者でしょう。それに、投票用紙に真っ白で個人名だけ書かせる。何でもこれが政党への投票が第一義と言えるんですか。片山さん、答弁してください。何でもこんなことが政党が第一義と言えるんですか。

○片山参議院議員 三日間の審議で私は何度も繰り返しているんですよ。比例代表制度である。比例代表制度の中には二通りあって、順番をつける制度だ。その順番は、国民の皆さんに個人名を書いてもらうことによって順番をつけるんです。しかし、あくまでも比例代表で政党本位です。ただ、政党本位だけれども、順番を政党でなくて国民がつけるというところに意味があるから、個人名を書いたところの方がベターである。ただし、個人名を書きたくなければ政党名を書いていただいても一つも構いません。フィンランドは、個人名は書きませんけれども、順番をつけるんですから、同じですよ。

私が言っているのは、ベルギーだってオランダだって、政党名でとった票と個人名でとった票を合算して議席を配分する。私は合算と言っているんですよ。横流しだとかいうようなことは一切言っていない。合算して、その合算によって議席を配分する。

○木島委員 全然質問に答えていないんですよ。合算のことなんて認めているんですよ、私は。ただ、合算する前提として、その投票が政党に投票されたものとみなされなければ、そのみなし方が正しくなければ、正当性がなければ、それは合算できませんよと言っているんですよ。この投票用紙、よく見てください。(発言する者あり)

○自見委員長 静粛にお願いします。
○月原参議院議員 条文に、ここに、投票所内の

投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届け出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿記載者の氏名を掲示するとちゃんと書いてあります。

○木島委員 だから、私が言っているのは、掲示したぐらいじゃだめだと言っているんですよ。なぜヨーロッパの非拘束名簿式をとっている国々がこういう大きな投票用紙をつくっているか、その本質をあなたは知っていますか。これは単に投票用紙の問題、記入の方法のあり方の問題じゃないんです。政党が選ばれているというのがまさに比例代表制の本質です。その本質を非拘束名簿式においても厳守する。そういう制度の根幹にかかわることだから、ヨーロッパのこれらの国々では、まず政党がきちんと選択されている。そして政党が選択された基礎の上に立って、優先して当選してほしい候補者を選ぶ仕組みを編み出したんですよ。そういうことなんです。そういう比例代表の本質を守り抜かんがためにヨーロッパの国々はこういう投票用紙をつくり出したんですよ。あなたの方では違うじゃないですか。真っ白い投票用紙に個人名を書かせるだけじゃないですか。こんなインチキじゃないですか。

○保坂参議院議員 委員の御説は傾聴に値いたしますが、しかしながら、現実問題としては、フィンランドの例でも例えられましたが、仮に小さい大きいと言われましても、現にフィンランドの場合、個人名を記号で選択して、それを直ちに政党で合算して、ドント方式でその順位を決めているというところは、当選者を決めていくということでは、現に我々が選んだ方式に近いわけですから、しながら、我々の方といたしましては、憲法四十

七条に基づく理念といたしまして、やはり我が国の実情に即したやり方ということでベストな方法を選択したのが今回の提案でございます。

○木島委員 まことに異例で例外的で、日本と全く質の違うそんなものを見つけ出してきて、個人名を書かせる理由にフィンランドの制度を持ち込むなんというのは、とんでもないまやかしだと私は思うんですよ。

一言言います。唯一の例外はフィンランドですよ。しかしこれは全候補者の通し番号をつけた候補者名簿が所属政党名とともに掲示されるんですよ。だから有権者は投票用紙に個人名でなく番号を付ける。非常に政党名簿をよく点検し、吟味しなければ投票できない仕組みすらつくられているんですよ。全然違うんですよ。

それで、提出者は、先ほど来、きのうも聞いておりました、日本は個人名単記投票が慣習だとか、投票用紙が大きくなり過ぎるとか、日本人は識字率が高いとか、こんなの全部私はへ理屈だと思えますよ。とんでもないですよ。議会制民主主義の根幹にかかわる選挙のやり方、投票の方法をどうするかという大事なことを論議しているんですよ。

問題の焦点は、有権者がまず選択するのは政党であるという比例代表制の原則を、非拘束名簿式においても、投票行為それ自体においていかに守れているかどうかにあると私は思います。

提出者は、政党を選ぶ比例代表制を唯一の根拠にして、それだけを繰り返して、オウム返しのように言っておりますが、投票の横流し、きょうの参事考人は言いました、おそろ分け、あなた方はこれを票の合算と言っておりますが、そういうことを強弁しておりますが、そう言えるためには、ヨーロッパのように最低限投票自体において政党に投票されたという前提条件が必要ではないか。この前提条件を根本から欠いているあなたの方の与党案は、まさに私は、命名すれば、政党隠しのにせ比例代表だと言わざるを得ないということを申し上げておきます。

なぜこんなごまかしの制度を持ち出してきたか、理由ははっきりしていますよ。自民党が二〇〇〇年の総選挙の比例代表の得票率が二八・三％になつてしまつた。その後ますます国民の自民党への批判は強まっている。もう自民党とは書いてもらえない。自民党への支持を隠したい。それで、自民党に対する不支持を棚上げにして、業界

丸抱えの元官僚候補やタレント候補を擁立して、自民党へのアレルギーを回避して、そして自民党員同士競わせて、このごまかしの仕組みを利用して、そして自民党の議席を確保しよう。悪知恵というのです、こういうのは。廃案しかないと思ひます。

次に、この選挙制度が、片山さんは第一義が政党への投票だと言われているけれども、実際にも個人が前面に出てくる、政党は後景に退く、陰に隠れることにならざるを得ないことを示していきたいと思ひます。

個人名投票の多寡、多い少ないが候補者の当落に直接かわるんですよ。国会議員にとっては命にかかわる問題ですから、選挙の実態が候補者個人の死活をかけたまさに激烈な選挙にならざるを得ないのは当たり前でしょう。

選挙運動について、法案に即して見るとどうなるでしょう。いいですか、こうなるんですよ。ポスター、どうなりますか。比例名簿は大体目いっぱい立てるでしょう。四十八人が最高限度です。恐らく大政党は四十八人立てるでしょう。そうするとどうなりますか。現行制度では、政党ポスターは十万五千枚が基本です。今度はこれに、四十八人の候補者を擁立した政党は個人ポスターが三百三十六万枚張れるんですよ。どうですか、日本国じゅう、政党ポスターが十万五千枚、個人ポスターが三百三十六万枚、三十二倍。全国の雰囲気

が個人選挙一色になることは容易に想像されるじゃないですか。

次に、音の出る選挙はどうなるか。政党カーはどうなるか。現在、一政党の宣伝カーは全国で十三台ですよ。この制度が入りますと、個人の候補者カーが一人につき二台配分されますから、四十八人目いっぱい立てれば、個人用の車、拡声機つきの車が九十六台出せるんですよ。政党の車は全国でたつた十三台、個人の車は九十六台。どうですか、こういう仕組みをあなたの方はつくり出そうとしているのです。

てもらわなきゃ自分が落ちるんですから。そういう仕組みをつくり出して、有権者に一票選択を求めたら、政党なんか消されるのは当たり前じゃないですか。政党なんというのは後景に退くことは当たり前じゃないですか。個人が前面に出ていくことは当たり前じゃないですか。

片山提出者はきのう再三、政党の運用に任せる、良識に任せると言いました。こんな良識が通るはずがないじゃないですか。よく聞いてください、実際の選挙で候補者個人が死活をかけて走り出したら、恐らく、ある政党の良識など期待できるはずがないんです。既に自民党は、個人名投票制度を見越して走り出しているじゃないですか。

十月四日の読売新聞はこういう記事を書いてますよ。業界丸抱えの官僚候補が自分個人を前面に押し出している、読売が報道していますよ。ちよつと御披露しますか。こう言っているというんですね。「お役に立ちます郵政事業、残してよかった国営事業」、郵政省OBがこういうことを言っている。「成熟した車社会の構築を目指します」、運輸省のOBがこういうことを言っている。自分

を押出し出したんですよ。ある女性の予定候補は、四月に出産した赤ちゃんを抱いた写真など個人の人柄を前面にアピールしたものにびっくりかえたというのです。四月に出産した赤ちゃんを抱いた写真

を前面に打ち出して、こんな選挙をやり始めているんです、あなた方は。(発言する者あり) いけないとは言っていない。個人が前面に出る

じゃないか、政党は後回しになるじゃないかと。まさにそうしなきゃ自民党の名簿登載者は当選できなくなるからこういうことをやるんですよ。

それはいかぬというのじゃないんです。政党が後景に退いて個人が前面に出るじゃないか、政党が第一義だなどというのは真つ赤なうそじゃないか。そんなやり方をさせておいて、現実になるこ

とは想定できて、現にやっておいて、そして、あくまでもこれが政党への得票だからという理屈だけで、合算して、自民党の得票をたくさんとれる、三人分とつてもいいんだと。

それで、その候補が金をばらまいて、買収して、その候補は連座で首になりますよ、しかし、そういう黒い得票全部有効だと。有効な理屈も、比例だからという理屈だけでしょ。比例だから有効なんですよ。確かにそうですよ。比例代表選挙には連座制ないんですよ。個人選挙だから連座

になるんですよ。しかし、あなた方は、そういうやり方をさせて、現実には個人が前面に出てくる選挙を現にやって、買収選挙をやつても、括弧つき、政党が第一義だからという理屈で連座からも外してしまふ。こんなインチキ、国民が納得できますか。片山さん、答えてください。

○片山参議院議員 今回の制度は、かつての全国区に逆戻りする制度じゃありません。各党が名簿を出して、それを選ぶというこでまず党を選ん

で、各党の出した名簿に載っている各党の候補の中から最も適当な人を固有名詞で書く制度でございまして、私は、そういう意味では、旧全国区の弊害と拘束比例代表が持つ弊害を両方直している、こういうふうに思います。

ただ、委員が言うように、個人と党とどっちが中心になるのか。私は、これは分担関係で、何度も申し上げておりますが、個人と党と公営をかみ合わせて、旧全国区のようなああい選挙運動の再現は起こさない。そこでそういう制度的な端とめをかけておりますし、あとは、何度も申し上げておりますけれども、運営後の問題はあってもいい。しかし、国民がまゆをひそめるような金権選挙がこれからの我が国で通用するはずはない。各政党の良識、国民の賢明な選択の中で……

(発言する者あり)

○自見委員長 静粛にお願いします。

○片山参議院議員 だから、私は、おのずから節度を持った選挙運動が行われるものと思っております。

○木島委員 あなた、選挙の運動が個人と政党と公営なんというのは、そんな分担なんというのはインチキですよ。

いいですか。あなた方は、衆議院の中選挙区制

を廃止して小選挙区比例代表並立制にしたとき、何と言いました。中選挙区では自民党が一つの選挙区に三人、四人、五人立つ、自民党同志の激的な選挙をやるから汚職、腐敗、金権選挙になるのだと言ったじゃありませんか。

今度のあなた方の選挙制度というのは、この中選挙区の自民党同志を戦わせる、そして買収選挙になるのじゃない、それを全国に広げるだけの選挙になるのじゃないですか。どうですか。中選挙区の時代の、自民党同志を激突させて、それが政策抜きに金ばらまきの選挙になった、それが今度は全国に広げるだけの選挙制度じゃないか。

答えてください。まあ、答えられないのなら、もういいですよ。答えられないのですよ、あなた方。

○自見委員長 片山虎之助君、質疑時間が終了いたしましたので、簡潔に御答弁をお願いします。

○片山参議院議員 衆議院の選挙制度は、各党派がいろいろないきさつ、曲折の中で合意してできた制度でありまして、おたくの党は私はいく存じ上げておりませんけれども、それでできた制度でございまして、みずからそれをいろいろ批判されるのは天に比べるものじゃありませんか。

○自見委員長 木島君、質疑時間が終了いたしましたので、簡潔にお願いします。

○木島委員 選挙制度というのは全党が合意して進めなきゃいかぬものなんです。しかし、今度のは、全野党が合意していないのにあなた方は突っ走ってきたじゃないですか。

選挙制度は、議員の身分にかかわる問題だけじゃないのです。まさに根本は国民の参政権の問題なんです。我が国の議会制民主主義の根幹にかかわる問題なんです。こんな重大な法案が、参議院で全く審議もされない。当委員会でもわずか十時間半ですよ、参考人二時間だけですよ。こんなことで審議が打ち切れようとしている。私はほとんどないことだと思います。

今度のこの個人名投票制度は……

○自見委員長 木島日出夫君、質疑時間が終了いたしましたので。

○木島委員 どんな角度から見ても理がないということを主張し、最後に、一言。

○自見委員長 時間をお守りください。

○木島委員 昨日、我が党の佐々木憲昭議員が提起したKSD疑惑での証人喚問要求、本改正法案について有権者から望まれている中央公聴会、こういう要求を顧慮することなく、与党が数の力で一方的に……

○自見委員長 木島君、質疑時間が終わっておりますので、おたくのオブザーバーも出て合意した質疑時間ですから、しっかりと守ってください。

○木島委員 審議を打ち切ることは断じて許せないということ強く主張して、終わります。

○自見委員長 北川れん子君。

○北川委員 社民党の北川れん子です。よろしくお願ひします。

まず、皆さんがよく言っているらしい、第八次審議会とここに書いてあるのですが、その中の御自分たちに都合のいいところをとっていらつしやるなというふうにいるのですね。この中にも、政党における候補者選定に関する手続の届け出及び公表、選挙における公費負担の仕方などについて所要の検討を行うべきだと。非拘束を書いた後にそういうこともちゃんとたつてあるのですが、具体的なことは検討されたのかどうかお伺いしたいと思ひます。

○須藤(良)参議院議員 例の八次審に書いてあるのは、いわゆる個人名を導入しろということでありまして、でも、できるだけ今の党の活動を基本にしてそれを考える、こういうことでありまして、今回は党と個人活動を一緒にした形で考えておるわけでございます。

○北川委員 きのうもお伺ひしましたが、自民党の候補者の条件というのは、黨員二万人を集めるという条件は何の変りもないということですから、何ら透明性が、この一番考慮されなければいけない点も変えずにこの制度を持ち込もうとされ

たして、小選挙区比例代表並立制にしたとき、何と言いました。中選挙区では自民党が一つの選挙区に三人、四人、五人立つ、自民党同志の激的な選挙をやるから汚職、腐敗、金権選挙になるのだと言ったじゃありませんか。

今度のあなた方の選挙制度というのは、この中選挙区の自民党同志を戦わせる、そして買収選挙になるのじゃない、それを全国に広げるだけの選挙になるのじゃないですか。どうですか。中選挙区の時代の、自民党同志を激突させて、それが政策抜きに金ばらまきの選挙になった、それが今度は全国に広げるだけの選挙制度じゃないか。

答えてください。まあ、答えられないのなら、もういいですよ。答えられないのですよ、あなた方。

○自見委員長 片山虎之助君、質疑時間が終了いたしましたので、簡潔に御答弁をお願いします。

○片山参議院議員 衆議院の選挙制度は、各党派がいろいろないきさつ、曲折の中で合意してできた制度でありまして、おたくの党は私はいく存じ上げておりませんけれども、それでできた制度でございまして、みずからそれをいろいろ批判されるのは天に比べるものじゃありませんか。

ているわけです。

そして、きょう、江田参考人のお話の中にもありましたが、参議院の方では、二月二十五日の協議会で、現行制度を来年近々の参議院選挙では用いて、まずは定員削減の方をやらうということに合意していたということを何度も強調されていきました。にもかかわらず、今回こういうふうに出してこられたということでありましたならば、なぜ総選挙の際に皆様方の政党、与野の政党が非拘束名簿式の導入を公約というふうに掲げられなかったのか、その点をお伺いしたいと思います。

○保坂参議院議員 従前から片山代表発議者からも御答弁申し上げてまいりましたけれども、お手元にございますでしょうか、この須藤協議会と称している各派代表者懇の下にあります協議会の中におきましても、何度も議論の対象になっております。

ちなみに、せっかくでございますから御披露申し上げますと、二月の九日、第七回の経過概要について申し上げます。これは民主党の寺崎委員が発言した言葉でございます……（北川委員）「そういうことを聞いているのじゃないのです」と呼ぶ「いや、ちょっと聞いてください。党内では経過報告をして意見を公開した、こう言っておりません。その後に、制度の骨格については、結論をいえば、衆議院と同じ比例区ではなくて、全国区でいくブロック制とする非拘束制選挙制度に改めた方がよいのではない」という意見であったと。ちゃんとこの協議会と党の間で往復した議論が展開されている実証でございます。

それから、その後の方にも、定数削減については急ぐけれども、しかし、もしこう言うならば、逆転区を解消することとめておいて、時間の経過があるので、本協議会は短時間で結論を得られやすいところから手をつけようという提案をしているわけです。実際に、非拘束の問題を議論しながら、順位をここで民主党が提案している。そして、最後の方ではもう一つはつきり言っているのです。同じ方が、当面比例区の拘束名簿

式はやめたい、そして非拘束式にすべきだと考えているという議論までしていることを御披露申し上げますのは、きちんと議論を積み重ねてきた今日であるということを実証していると思います。

○北川委員 全然答弁に答えてくださっていないじゃないですか。皆さんは、二月二十五日の協議会の合意点があったにもかかわらず、これだけ拙速に進めようするならば、なぜ六月の選挙のときに公約に掲げなかったのかということをお伺いしているのですよ。今の四分は省いてくださいよ。今の四分ぐらゐの答弁は私には要らないですよ。

○須藤（良）参議院議員 私が座長をやっておりますので申し上げますけれども、報告書に書いてある内容はもうそのとおりでありますから特に申し上げませんけれども、協議会の性格は、議長のもとと代表者懇の下につくられたいわゆる実務者の話し合いの場でありまして、それが要するに参議院の全党の方向を決定する、そんな協議会ではないわけでありまして、これを代表者懇に上げて、代表者懇でその内容を検討するのが参議院の党としての話だと思えます。

○北川委員 なぜ公約に掲げなかったかということは、もう今の答弁でわかりましたけれども、皆さんは、これを公約に掲げて戦う、これが本当にいい制度だというふうにしてその時点には思っていない制度だということじゃないですか。そして、来年の参議院選挙に拙速に持ち込もうとするその姿勢に対して今批判が来ていることに対しての反省もないというのは、今の御答弁で私は重々わかりました。

皆さんが総選挙の結果を見て、先ほども共産党の木島委員がおっしゃっていましたが、選挙の結果と久世問題、それが出てきたから今拙速に。物事一つ一つ詰めて聞いていけば何にも答えられないじゃないですか。そういうような選挙制度を今なぜ持ち込まなければいけないのか、改めてこの時点でお伺いしたいと思います。

○片山参議院議員 これまで経緯、事情について

は何回も説明してまいりましたが、繰り返しになりますけれども、平成十一年の六月に、参議院の各派代表者懇のもとにワーキンググループをつくったのであります。それが実務者会議でございまして、そこでいろいろなことをやるということになったけれども、しかし、時間が、議長が十二月までに結論を出せというものですから、定数削減だけをやらう、ほかのことはや凍結でいい、それだけ協議の前提に、ワーキンググループの前提にただけの話なんです。合意なんかは何にもないのです。その結果、二月二十五日に報告書がまとまりましたけれども、共産党さんや民主党や社民党さんの御意見もそれぞれまとまらず、三案併記になったのです。

そこで、二月二十五日以降代表者懇を四回やりましたけれどもまとまらない、定数削減です。いわんやほかのことは全くまとまらない。その間、与党はいろいろ協議しましたけれども……（発言する者あり）

○自見委員長 静粛にお願いします。

○片山参議院議員 六月の衆議院の選挙もあり、このままでは参議院の選挙制度改革はすべて先送りになる、四年後になる。我々は、衆議院とは違う参議院の独自性のために、衆議院と違う選挙制度をとりたい。定数削減も含めてやりたい。来年から二十一世紀ではないか。（発言する者あり）

○自見委員長 静粛に。

○片山参議院議員 四年先送り、大変参議院の自主性の確立や権威からいつて問題になる、そういうことでこの案を導入する決意をいたしましたわけでありまして。

その間野党には、何回も何回も、国会が始まれば委員会が審議を始めよう、委員会の審議とあわせて各会派の協議も始めようとして申し上げましたが、全部、まとまらないとか党内事情があるとかということでお断りになったわけでありまして、我々は常に話し合おう話し合おうとやってまいったわけでありまして。それを審議拒否をもってこたえられたわけでありまして、その辺の御

事情を、社民党のことも含めてよく御理解を賜りたいと思います。

○北川委員 今のも全然私に対する答弁になっていないわけですよ。今の三分、私のカウントでは三分です、先ほどの四分と、七分は削除してくださいね。私の答えではないですよ。

そうしたら、もう一度お伺いします。先ほど、連座制の問題でかなり詰めた話がありました。例えば、片山虎之助さんそして社民党と書いた場合、その投票用紙はどういうふうになるのですか。

○保坂参議院議員 これは、改正六十八条の二の三項と五項で明確になっておりまして、まず、有効でございます。

そして、片山虎之助という名前は自由民主党でカウントいたします。それから、社民党ですか、下の方は。社民党と書いた場合は社民党なんです、この二つの政党を同時に書いた場合は、これは無効でございます。

一つの文字で、例えば、具体的に申し上げます。たとえば、こうめいと平仮名で書いたといたします。たまたま公明党という政党が一方にあり、一方には諸葛孔明という自由民主党の候補者がいたとします。そうすると、その政党が違うのですが、それは有効でございます。六十八条の二の三項で、そしてそれは案分比で自由民主党と公明党に案分する、こうなっております。

○北川委員 いや、そういうことを聞いているんじゃないで、個人名と政党名が合致しないときは、この投票用紙は無効なのか有効なのかということをお伺いしているのです。

○保坂参議院議員 お答えいたします。政党本位ですが、個人名が優先いたします。ただし、政党が……（発言する者あり）いいですか、個人名を優先して政党で合算をいたします。したがって、違つて政党で同じ名前になっていたならば無効でございます。（発言する者あり）いや、誤解があるといけませんから。

○北川委員 それは有効だということをおつ

しゃつてゐるのですか。片山虎之助さんにカウン
トされて社民党にもカウントされると言うことを
言つてゐるのですか。
○保坂参議院議員 いや、片山さんは社民党の名
簿には載つておりません、したがひまして、これ
は無効です。

○北川委員 先ほどは、片山虎之助さんにはカウ
ントされるとおっしゃつたでしよう。(発言する
者あり)ですから、私の質問を全然聞いていらつ
しやらないじゃないですか。私は、片山虎之助と
書いて社民党と書いた投票用紙は有効か無効かと
お伺ひしたのですよ。

○自見委員長 保坂三蔵君。正確に答えてくださ
い。

○保坂参議院議員 はい。北川委員も私の答弁を
よく聞いてください。前段と後段に分かれていま
すから。

政党が違ふ名前前で、片山虎之助、社民党の場合
は無効でございます。社民党には片山虎之助さん
は立候補してありません。そういうことなんで
す。ですから無効だ。

○北川委員 皆さんは、有権者とか市民とかいう
気持ちにおなりになつたことがないからそういう
ふうにおつしやるわけですよ。有権者や市民が何
かのきっかけで間違ふことというのはたくさんあ
るわけで、これは無効票なわけですね。

これは、個人が優先だから無効になるわけです
か、政党が優先だから無効の投票用紙になる、ど
ちらですか。

○月原参議院議員 お答えします。

それは矛盾してゐるわけですね。政党名に候補
者登録名簿がある、その以外人間が違ふ政党の
名前を書かれたら、これは投票として矛盾してお
るでしょう。これは無効です。

○北川委員 少し御答弁の前段でぐらつてい
らつしやるのを私はこの場ではつきりと見まし
た。それほど皆さんがやつていらつしやる非拘束
名簿式比例代表制というのは、危うい、ややこし
い問題なんですよ。

そして、先ほどの連座制に移りますけれども、
連座制は、個人の名前で片山虎之助さん、そして
自民党と書いて、片山虎之助さんが何か悪いこと
をされた、もしかですよ、例えばです、その場合
に、なぜ個人票が、個人の部分が……(発言する
者あり)

○自見委員長 静粛をお願いいたします。

○北川委員 ですから、連座制の適用でかなり詰
めたお話がありましたが、なぜ連座制のとき
に個人の部分の票がマイナスにならないのか、
これはだれにとつても理解がしがたいものである
わけですよ。

○自見委員長 片山虎之助君、正確に、簡潔に答
えてください。

○片山参議院議員 いろいろ引き合いに出してい
ただいて、ありがとうございます。

これと既に何度も申し上げましたが、この非拘
束比例代表制というのは、まず党を選んで、それか
らその党の名簿の中で当選させたい人を選ぶ、そ
ういう一種の二面性があるわけですね。ただ、個人
名を書かせますから、ある一定の限度の中で個人
の選挙運動は認められます。個人の選挙運動を認め
ますから、連座制を適用いたします。その結果、当
選無効になるような選挙犯罪を犯した場合には、
当選者は排除されます。しかし、二面性がある。
党の方の投票は生きるわけでありまして、個人に
入れた投票の方だけがアウトになる、こういうふう
に御理解願ひたい。(発言する者あり)

○自見委員長 静粛をお願いいたします。

○北川委員 それは全く御都合主義でしかないわ
けですよ。政党に対して御都合主義になるという
のが、この投票用紙のありよう、連座制に対して
の適用の仕方にもよく如実にあらわれてゐると思
うのですね。

そして、自書ですから、個人名を書いていい
い、けれども、ただし政党名と合致したのが一枚
の中にあつたら、個人としてカウントされるし政
党としてカウントされる。では、一枚の用紙に二
つのカウントがある分と、政党名だけしか書かな

い人、個人しか書かない人というのは、一つ一つ
のポイントしかないわけですね。一つの投票用紙
の中に、同じ二つ、政党と個人を書けばツボポイ
ントになる、こつちとこつちはワンポイントず
つ。そういうのはおかしいんじゃないですか。
(発言する者あり)

○自見委員長 静粛をお願いいたします。

○片山参議院議員 党名だけ書いたものは、それ
は今何とも言ひませんが、第一義的には党の
投票ですから、個人の名前を書くのは党の中の順
位づけですから、そこをぜひおわかりいただきた
い。だから、順位づけの方のいわば権利を放棄し
たと考えるべきなんですよ。党名は、党は選んで
いる。その次は、その党の名簿の中で当選すべき
者を選ぶ制度なんだから、それについては自分が
権利を放棄された、党名の投票が生じる、こうい
うことになるわけがあります。

○北川委員 それは、有権者に対しての周知徹底
を皆さんがどれほどされるかというところにか
かつてくると思うのですよ。

皆さんは、参院選挙の制度において、旧全国区
制から全国比例代表制度へと制度を変更されまし
たよね。そのときにはどれぐらいの周知期間を
要されたのでしょうか。また、その期間において
具体的な方法は十分であつたと今考えられますで
しょうか。それをかんがみて、今回、具体的に周
知の徹底、そして何カ月おかけになるのか、その
辺を御答弁いただきたいと思ひます。

○保坂参議院議員 御答弁申し上げます。

国民への周知徹底は大変重要な作業でございま
す。従来から、公職選挙法の改正時におきまして
は、その周知を図るため各種の啓発事業を展開し
てきたところでございます。今日までそれは大
きな問題を起してございませぬ。パンフレット、
チラシ、新聞、テレビ等でお知らせ申し上げま
す。
なお、在外邦人に關しましては、自治省のホー
ムページ、衛星新聞等を通じて周知してまいりた
いと思ひます。

それからまた、選挙執行時において非拘束名簿
式比例代表制による投票方法の周知を重視したポ
スター、あるいはまたテレビ等の各種の啓発事業
を実施していく所存でございますので、国民には
周知徹底が十二分に図られるものと確信をしてお
ります。

○北川委員 今具体的にお答えになつた中に、私
が何カ月ほど周知徹底をされる期間を短時間に設
けられるのかと言つた部分は抜けていらつしや
つた。それと、旧全国区制から全国比例代表制へ移
すときの周知徹底期間が何カ月あつたかというこ
とにもお答えにはなつていないと思うのですが。

○保坂参議院議員 お答えをいたします。
昭和五十七年の参議院選挙への拘束名簿式比例
代表制を導入した際でございますが、このときは
、法律改正においては、公布日と同日で施行し
ております。しかし今回は、なお一層複雑になつ
た部分がございますし、また罰則制を導入いたし
ましたので、公布後二十日間施行日を設けてお
ります。

○北川委員 答弁も違ふと思ひますし、皆さん
は、とりあえずこれをやってみて、応急処置で、
もしだめだつたらまた変えたらいいじゃないかと
いう簡単なことをおつしやつた。けれども、参議
院というのは、六年という期間を決められた候補
者を選ぶ選挙に、そのようなあいまいな形の、今
の周知徹底に対しても物すくくあいまいですよ
ね、周知徹底に対して皆さんが重要視されていな
いという点、これは大きな問題点だと思ひます。
そして、在外投票において今回党名投票のみに
なるのでしょうか。

○月原参議院議員 在外は両方可能であります。

両方。党名でもよいし、個人名もよいということ
です、在外は。

○北川委員 皆さんは、きよう参考人の皆さんが
来られたときにもいらつしやらなかつたし、この
間の野党の議論に対して真摯なお答え、かみ合
うようなお答えが返つてこぬということはキャッ
チボールにならないわけですよ。ですから今、国

内でさえ、この個人名の徹底を、党と個人をどう
いうふうに関連させて有権者にわかるようにし
たらいいかということは皆目わからない。それを
在外の人たちにどうやってわからすように皆さん
はやろうとされているのか。ですからあえて党名
投票なのかということをお伺いしたわけですが、
その点いかがでしょうか。

○月原参議院議員 ですから、今度の投票は個人
名または党名だということになっておりますか
ら、在外についても同様であります。

○北川委員 やはり皆さんがこれをやった後どう
いうふうになっていくかということに対してのシ
ミュレーションの時間がなさ過ぎる、なさ過ぎる
ための今の御答弁だというふうにしか私にはとる
ことができない。

次の質問に移りたいわけですが、きょう参考人
の中に北京JACの永井さんも来てくださいまし
て、女性の社会進出並びに政策決定の場合に進出
することが、この非拘束名簿式が導入されれば不利
になるということを訴えてくださいました。皆さ
んが別室で聞いてくださったかどうかが本当
に心配なんですけれども。

きのう私は、例えば、今回持たれた制度の中に
クオータ制を導入したい、そういう意向を持った
形で、入れたらどうなりますかという質問をした
ら、お答えが返ってきたのが、憲法違反である
と。憲法違反であるというお答えが返ってきたの
ですが、憲法の何条に違反しているのかを具体的
にお答えください。

○月原参議院議員 十四条、法のもとの平等であ
りまして、各政党がどのようなことをされるかは
政党の自主性にまづけます。女性のみの党をつ
くることもいいし、ある党は女性を名簿の中の、
その順位は投票で選ばれるにしても、自分たちの
書く順番の前の方に女性を並べて、我が党は女性
を優位に置いておるのだということも示すことが
できるわけです。
○北川委員 今、憲法十四条違反だとおっしゃっ

憲法十四条、こう書いてありますよ。法のもと
の平等、貴族の禁止、栄典の授与、「すべて国民
は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、
社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は
社会的関係において、差別されない」。

これにどうしてクオータ制が違反するのです
か。私の言う言いましたよ、クオータ制というの
は、男女どちらかの性が四〇％以下にならないよ
うに制定する制度ですよ。これのどこが平等に反
するわけですか。

○月原参議院議員 フランスは憲法を直したので
す。憲法マターですよ、これは。

○片山参議院議員 委員、きのう私がお答えしま
したのは、憲法十四条も十九条も二十一条も、例
えば一つの政党が、女性を全く入れない政党がで
きてそれが名簿を出した場合に、女性がいまいこ
とをもつてクオータ制に触れるからと、こういう
ことになれば、やはりそこは憲法違反の議論が出
てくるので、私は憲法違反とは申し上げません
よ、憲法に触れる可能性もある、疑いもあるの
で、ここは慎重に、慎重に検討する必要があります
が、ここは慎重に、慎重に検討する必要があります
が、ここは慎重に、慎重に検討する必要があります
が、ここは慎重に、慎重に検討する必要があります

は、うちは女性の方を六〇％にします、四〇％は
男性で我慢しなさい、こういうことを名簿でお決
めになれば、あとは国民の審判を仰げばいい。運
用でやるべきで、憲法のことばかりでできない限
り、それを直ちに制度に持ち込むのはやや疑問が
あるということをお答え申し上げたわけでありま
す。

○北川委員 皆さんが金科玉条のように言われる
第八次選挙制度審議会委員の名簿もありますよ。
このうち、二十七名のうち女性はお一人だけです
よ、藤田晴子さん、財団法人明るい選挙推進協会
理事。

きょうおっしゃった、憲法の十四条、十九条に
クオータ制の導入が違反しているというのはこれ
は大きな憲法の拡大解釈ですよ。おかしい。違反
じゃないですよ。どこがこれが抵触するんです
か。

○片山参議院議員 もう時間が余りありませんか
ら、私はここで憲法論を云々するのでもいいかと
思いますし、私は、憲法に触れる疑いがあるの
で、触れないかもしません、したがってそこは
きっちり憲法論としてクリアする必要がある。制
度として導入するのならば、よその国でも、例え
ばイタリアでもフランスでも慎重な検討を今して
いるわけでありまして、我が国も、そこがクリ
アできない場合は直ちに導入はいかがかな、こうい
うことを申し上げているわけです。ただ、だから
運用上、社民党を初めそういうお考えのところは
そういう運用で、そういう名簿をおつくりになれ
ばいかがでしょうかということをお聞きしている
わけでありまして。

○北川委員 私は社民党の議員として、護憲、そ
れもこれからは積極的な護憲で、この国会の中で
働く議員として今お話ししている。その答弁をお
伺いして、なぜ日本国憲法のこの十四条、十九条
が、女性、それもクオータ制はどちらかの性で
すよ。男性であろうが女性であろうが、片一方の
性が四〇％以下にならないようにと規定する。こ
の文言を憲法違反だときのお話はつきり言われて、
きょうはそれかどうかはわからないと言。一日
たてば……(発言する者あり)きのうおっしゃいま
したよ、憲法違反だつて。(発言する者あり)おっ
しやいました。

ですから、きょう、この憲法の十四条、十九条
に触れるなどという形でお考えになるような政党
に対して多くの国民が政党離れをする、そういう
きっかけになっているのじゃないでしょうか。皆
さんは、無党派層そしてまた選挙へ行かない人た
ちが選挙へ行かなくなるといふ形として非拘束
名簿式比例代表制というものを一番ベストな制度
だとして今出してこられた。その方が、女性が政
策の決定の場に行くことに寛容な政党が一つあれ
ばいいのではないかとしようなお答えをされる
ことを有権者がマスコミを通して聞いていて、皆
さんの政党に対して希望を持つことができるかと

思いになっていらっしゃるのでしょうか。
○自見委員長 傍聴議員の方々は、委員席より前
に出ないでください。傍聴議員の方々は、委員席
より前に出ないでください。

○片山参議院議員 何度もお答えしております
が、昨日も憲法違反なんて明快なことを言ってお
りませんよ。憲法に触れる疑いがあるのを慎重な
検討が必要だ、こういうことを申し上げたわけで
ありまして、あとは運用で、当面は、憲法がクリ
アできるまでは運用でお考えになったらどうで
しょうかということをお聞きし申し上げていると
ころであります。

○北川委員 ですから、申しわけない、触れるか
もしれないというように形で憲法十四条と十九条
を出されたことに私は怒りを感じているわけです
よ。なぜ憲法十四条、十九条に触れるわけです
か。

○片山参議院議員 私が言っているのは、制度と
して義務づける場合に、例えばある党が、自分の
ところでは、それは実際の話じゃありませんよ、仮
にある政党ができた場合に、私のところは男性だ
けの政党にします、私の党は女性だけにします、
それは思想、良心の自由でそうやりますよ。憲法
十九条に基づいてそういう党をつくった場合に、
その名簿は、女性だけの党ですから、あるいは男
性だけの党ですから、その党が名簿を出した場合
に、クオータ制を導入するとすればそれは憲法十
九条に触れるではないか、こういうことになるか
らそこそこは慎重な検討が必要である、こう
いうふうにお聞きし申し上げておられます。

○北川委員 今そういう政党がないわけでは
から、机上の空論の中で、今日日本国憲法を生きた形
で国会の中で根づかせようとしているものに対し
てそういう言い方というのは、答弁としてはおか
しいと私は思います。

またもう一度お伺いしますが、非拘束名簿式比
例代表制、これは女性が政策決定の場へ行くこと
を進める制度であるのかどうかお答えください。
○片山参議院議員 いや、それは恐らく制度とし

てはニュートラルだと私は思いますよ。ニュートラルだけれども、今の女性の皆さん、大変そういう意味ではお強くなられたので、私は二十一世紀は女性の世紀になるのではないかと思っておりますので、参議院でも衆議院でも、女性議員がこれからどんどん増加することを私は個人的に歓迎しております。

○北川委員 有権者の中にも女性は半分いるわけですね。そして、強くなったという一くくりの言葉ではなくて、今本当に大変な状況に置かれている女性たちもたくさんいて、女性に対する視点が欠けている政策もいっぱいあるわけです。そして、選挙制度というのは、あらゆる問題に対して意見を、視野が広い人をいかにすくうべきかという、それをまず問うべき選挙制度ですね。

○自見委員長 北川れん子君、質疑時間が終了いたしましたので、簡潔にお願いをいたします。

○北川委員 そのところで、皆さんが言っているらっしゃる非拘束式名簿が、これだけの、たった二日間のこの議論の中でもいろいろな破綻が見えてきている。パイプの穴が詰まって通らない。そういうことを踏まえて、なぜ今通そうとされているのか。

そして、我が社民党も、きのうもお伝えいたしました、KSDの疑惑、これは本当に大変な問題であるわけです。これに対してのおおのの証人喚問を要求しておりました。それに対しての答弁もまだいただいていない。前向きに検討してくださいということをお伝えしました。そして、各地での公聴会、きょうは拡大公聴会という御意見もありました。それに対してぜひ……

○自見委員長 北川れん子君、質疑時間が終了いたしましたので、簡潔にお願いをいたします。

○北川委員 先ほどの七分削除していただいた分だと思ってお答えいただきたいと思います。

○自見委員長 北川れん子君の質疑時間は……（発言する者、離席する者多く、聴取不能）

○西野委員 委員長。

○自見委員長 ……（発言する者、離席する者多く、聴取不能）

○西野委員 ……（発言する者、離席する者多く、聴取不能）

○自見委員長 ただいまの西野君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。（発言する者、離席する者多し）起立多数。質疑は終局いたしました。討論は省略し、直ちに採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。（発言する者、離席する者多し）起立多数。本案は可決いたしました。本案の委員会報告書の作成を委員長に一任することに賛成の諸君の起立を求めます。（発言する者、離席する者多し）起立多数。そのとおり決しました。

本日は、これにて散会をいたします。
午後六時三十六分散会

平成十二年十一月九日印刷

平成十二年十一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局